

## 第一次大戦後における足尾銅山の労働社会と労働組合

土井, 徹平  
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/13779>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 17, pp.179-210, 2002-03-25. 九州大学石炭研究資料センター  
バージョン：  
権利関係：

## 第一次大戦後における足尾銅山の労働社会と労働組合

土 井 徹 平

### 問題の所在

大正六年から大正九年（一九一七年～一九二〇年）前後の時期は、労働運動史研究上、戦前における最も顕著な「労働運動高揚期」として捉えられている。このことは事実、数字によって明確に確認することができ、大正四年六十四件、大正五年百八件であった全国における同盟罷業件数は、大正六年になると一挙に三百九十八件に急増し、大正六年六月から大正九年四月までのスト件数は実に千三百九十五件、参加人員は十九万八千四百二人に達している。

特に大正八年（一九一九年）はこうした高揚期の中でも労働組合が相次いで結成され、「労働組合簇生の年」、「ストライキと労働組合の結合が明瞭な形をとって現われた」年であったという意味でこれまでも注目されてきた。この一年間に設立された労働組合は総数二二一団体にのぼっており、特に同年七月以降の半年間で一六〇の労働組合が結成されていたという。<sup>①</sup>

しかしながら、これら労働者の集合行動や労働組合の勢力拡大についての個別の実証研究となると、史料的な制約もあつてか、意外にも蓄積が厚いわけではない。このため、上記の事象が現出することとなつた要因に関しては、大戦景気の影響で労働力の需給関係が労働者側に有利に働いたことや、大戦後、恒常的な物価上昇が招かれたことなど、主に客観的な背景にその要因を求めるものが多かつた。

こうした理解が根本的に間違いであるとは言わない。しかし客観的事実にのみ依拠した議論は、実際、労働者たちがいかなる意識・心性によって集合行動に参加していったのかという検証を経ないことから、往々にして経済的な不満こそが彼らの結集・行動を必然化するといった、労働者を画一的に理解した単純な議論に陥りかねない。

明治・大正期における労働者の集合行動の多くは鉱山労働者、その中でも坑夫（<sup>②</sup>採鉱夫）によるものであつた。法政大学大原社会問題研究所の二村一夫は「足尾暴動の基礎過程」再論<sup>③</sup>において、明治期の坑夫が他職種労働者との相対においてむしろ高収入・好待遇であつたこと

を史料的に実証している。二村はここから、従来の労働運動史研究はじめ労働者の集合行動に関する諸研究が「経済主義的」であったと述べ、これらにおける「労資関係をとりまく歴史的、社会的、文化的要因の軽視」、とりわけ「労働運動を理解する上で決定的に重要な、労働者の主体的条件についての軽視」に警鐘をならしている。

筆者も二村のこうした主張にまったく賛同するものである。ある時期、人々が集合的に行動を起したその理由や背景を明らかにしようとするならば、可能である限り、その行為主体である人々の、行為に対する誘因を解明することが最も実証的な方法である。そしてその分不可欠な作業でもある。もちろんこうした試みが、かえって個別的事象の個別的な問題へ傾倒しがちであるという危うさは否定しない。しかし、だからと言ってこうした作業をおろそかにしての総合的解釈はあり得ないのである。

本稿ではこうした考えに則り、大正八年の足尾銅山の事例を対象とした実証研究を行う。筆者が足尾銅山を研究対象として選んだ理由はいくつがある。まず、第一に、足尾銅山においても「労働組合簇生の年」と言われる大正八年、友愛会足尾支部（以下「友愛会」、全国坑夫組合足尾支部（以下「全国坑夫組合」、大日本鉱山労働同盟会（以下「同盟会）」の三組合が相次いで結成され積極的な運動を行っていたこと。そして同年のうちに坑夫を中心とした労働者が、三組合のうち主に同盟会に相次いで加入していき、その会員数は四千人に達していたこと（当時の全労働者数一約九千五百人）。さらに、この結果、同年十一月、「大騒擾事件」と呼ばれる、参加者数で言えば、当時最大規模（約五千人弱）の集合行動が喚起されるに至っていたということである。

つまり当時の足尾銅山は「労働運動高揚期」において最もそれが顕著に現れた場であった。まして、全国的に見て、最も頻繁に集合行動が行われたのもまた鉱山においてであり、その主体は坑夫たちであった。そうした意味で大正八年の足尾銅山における坑夫らの行動は、先に述べた全国的な潮流をまさに代表するものであったと捉えることができるのである。

また筆者が足尾銅山を対象とする理由として、足尾銅山に関しては、史料が比較的多く現存しているという事もまたあげねばなるまい。足尾銅山の史料は、古河鉱業の経営史料をはじめ、大正八年十一月の「大騒擾事件」に関連して坑夫や労働組合の動向について調査・報告された『大正八年拾一月足尾騒擾事件予審調査』や『大正八年 事件資料』、『大正八年 足尾銅山騒擾史』などが、現在、栃木県立文書館に所蔵されている。これら史料群は、筆者の上記の問題意識に則った研究・分析を実証的に行うことを可能とするという点で無視できない。ちなみにこれら史料は、従来、先行研究において利用されたことのない物であり、そうした意味において未公開であった史料である。

筆者は以上の理由から、足尾銅山を研究対象として選択し、大正八年における坑夫らの行動を当時の労資関係のあり様をふまえて分析する。そしてこれにより、大正八年当時、坑夫らにおいて労働組合に相次いで加入していくいかなる誘因が存在していたのかについて明らかにするつもりである。

## 一 大日本労働同盟会の組織的拡大

(一) 大日本労働同盟会の組織的拡大

大正八年、足尾銅山には友愛会、全国坑夫組合、同盟会の三組合が同時に結成されていた。しかし、この中で組織的な拡大を実現し得たのは唯一同盟会のみであった。しかもこの同盟会の組織的拡大は異様とも言える早さで実現されている。

同盟会の結成は大正八年八月であった(発会式は九月一日)。それから間もない八月十二日の人事課報告では、「各種労働問題ニ対スル雑誌ヲ配布シ又ハ発売シ居リテ自カラ夫々組合員ニ勧誘ニ努メツ、アルモ比較的入会者少ナキ模様ニシテ」とある。しかし「労働者ニ感動ヲ与ヘタル上猛烈ナル手段ヲ取り極力勧誘スル」<sup>6</sup>目的で八月十六・十七日の二日間にわたり開催された講演会が成功し、一挙に数百人の加入者を得て以来、同盟会は急激に加入者を増やしていった。驚くべきことに、同月の末には「松葉等の組織した労働組合は漸次会員を増加し来り通洞方面に於ては巷千四五百名、小滝・本山其他の方面に於て五百名余に達し合計式千名に近い会員を有するに至つた」<sup>7</sup>。その後もさらに加入者は増え続け、十一月末(大騒擾事件発生時)に至ると「通洞ニハ坑夫及雑夫合セテ三千人程居リマスカ其中ノ八分ハ同盟会員デアリマシタ」、「小滝ニ居ル鉱夫ハ全部テ二千人弱デアリマスカ内千三四百人ハ同盟会ノ会員ニナツテ居ル様デス」<sup>8</sup>と報告されており、会員総数四千人に達した。<sup>8</sup>つまり同盟会は七月末の結成以来、わずか一ヶ月で二千名、そしてその後二ヶ月でさらに二千名もの加入者を得ていたということとなる。

一方、友愛会は同盟会に先立つ六月に結成され、同盟会同様、主に講

演会によって鉱夫の加入を目したにも拘わらず、以下の報告にあるように、同時期、三〇〇／四〇〇名の会員しか集められなかった。

友愛会現在会員 名簿上ヨリ見レバ約参百名<sup>10</sup>

会員数ハ本山方面ニ於テ約二百名アル模様其内会費納入者式百四五十拾名ノ由ニ聞及申候小滝、通洞方面ニハ会員ナキ模様ニ御座候

全国坑夫組合は本山地区で多くの会員を得たものの、それ以外の地区ではまったくと言っていいほど加入者を得ることが出来ず、結局、「会員としては数百名に止まつて居つた」<sup>12</sup>とある(田中利勝著『銅山闘争史』「非売品、一九六二年」には会員数四六〇人と記されている)。この二組合は、大正九年十月、同盟会と合同して全日本鉱夫総聯合会を結成することとなるが、それまで先に示した会員数の増減はほとんど見られずに終わった。

## (二) 組織的拡大の背景

足尾銅山では、同時期、山下に三つの労働組合が存在していたにも拘わらず、その内、なぜか同盟会のみにはほとんどの坑夫が短期間のうちに加入していた。そして、極めて興味深いことに、こうした同盟会の短期間における急激な組織的拡大の背景には、坑夫間における激しい加入強制の事実があつた。例を示せば次の通りである。

大正八年九月二十九日に行われた同盟会の講演会の席上において、当時同盟会に加入していなかった坑夫塚本勝三郎は、「同盟会ノ趣旨ニ反対ナル者」として演壇上から名指しで呼び出された。そのうえ同盟会員らに取り押さえられ、「何故ニ本会ノ事業ヲ妨害スルガ如キコトヲ為スカ」と責めたてられている。<sup>13</sup>塚本は「決シテ斯カ、ル意志ヲ有スルモノ

「非ズ」と弁解したところ、同盟会員らは「然ラバ演壇上ヨリ全會員ノ前ニテ之ヲ弁明スベシ」と無理やりに塚本を演壇に引き上げた。そして「諸君之ハ鉱業所ノ犬ナリ今犬ガ何カ弁明スル由ナレバ聞カレヨ」と侮蔑的な言葉で塚本に弁解の場を与えると、今度は聴衆から「貴様ノ様ナ奴ガ壇上ニ立ツハ勿体ナシ下リテ為スベシ」との声があがり、塚本は壇上から引きずり下ろされた。聴衆らは塚本に対し、「一時二口ニ犬ヨ畜生ヨト罵倒シ」、「貴様ノ如キモノ、弁明ハ無用ナリ唯謝罪スレバ足リトテ無理往生的ニ謝罪セシメントシタル」も塚本がこれを承諾しなかつたことから、「彼ノ胸倉ヲ捕ヘテ何故謝罪セヌカト突キ飛バセバ此レヲ機トシテ舞台上ニ立テル二十名程ガ一時二同人ニ打チカカ、リテ」、警察が仲裁に入るまでそれは続いた。

また坑夫竹内長三郎は、自分の子方である菅原均が「七号ノ飯場ノ鉱夫ハ殆ト全部同盟会ニ這入ツテ居ツタ」にも拘わらず同盟会に加入していなかったことから、他の坑夫より「均ハ這入ラヌノカ」と責められていた<sup>14</sup>。そして長三郎及び彼の叔父音次郎の説得により加入に同意した菅原に対し、「労働同盟会ニ這入ルト云フナラ親分子分テアツテモ皆ナ様ノ前ニオイテ頭ヲ下ケテドウカ加入サシテ下サイト云ヒ頼メ」、「詫ラスレハ同盟会ニ入レテ遣ルカ然ラサレハ入会スル事カ出来ヌ」と述べている。

これに納得せず席をはずした菅原に対し、その後も「労働同盟会ニ這入レ内ノ飯場（小滝七号ノ飯場）デ這入ラヌモノハ二人ニシカナイテアルカラ這入レ」と執拗に勧誘が行われると同時に、坑夫の集会の場においてあえて菅原をやり玉にあげ恥をかかせる等の嫌がらせが行われた。ついに大正八年十一月、「人中テ恥ヲカカサレ」、「余リニ辛クテ堪ラ

ス」ダイナマイト」ヤ雷管カアレハ下山サレルト云フ事ヲ聞キ居リタル故長三郎ヲ下山サシテ遣ロト思ヒ」、竹内長三郎方にダイナマイトを隠し、菅原自らが長三郎の犯行として鉱業所に密告するという事件が発生している。

同盟会への非加入・非同調が、「貴様ノ如キモノ、弁明ハ無用ナリ唯謝罪スレバ足レリトテ無理往生的ニ謝罪セシメントシタル」、「皆ナ様ノ前ニオイテ頭ヲ下ケテドウカ加入サシテ下サイト云ヒ頼メ」というように他坑夫に対する詫びを必要とする行為として捉えられ、詫びを拒否した場合、坑夫集団によつて何らかの制裁を加えられているという点で、上記の塚本勝三郎と菅原均の二つの事例は共通している。

非加入・非同調について皆の前で詫びる、あるいはそれが制裁の対象とされるといふことは、言うまでもなく、同盟会に加入・同調しないことが、他の坑夫らにとつて批難されるべき行為、許されざる行為として認識されていたということの意味している。すなわち、当時、こうした個人を集団から排除・処罰すべきという価値判断に基づく認識モデルが成立しており、それに則った負のサンクションを背景として、各坑夫は同盟会への加入を事実上強制されていたのである。言い換えるならば、坑夫らは、同盟会に同調すべきであり、同調せざる者には制裁が加えられるべきという集合的な意識・心性に基づき同盟会に加入していたのである。このことは同盟会への加入・非加入、同調・非同調が、単に個別のインタレストとしてではなく、社会的インタレストとして坑夫らの間で認識されていたことを示している。

(三) 先行研究における解釈

では、こうした集合的な意識・心性が坑夫間で形成されることとなった要因とはいかなるものであったのだろうか。具体的な考察に入る前にここではまず、この時期の坑夫らの同盟会への集団的な加入という事象が、先行研究でどのように解釈されているのかをふまえるとともに、その問題点を明確化しておくことにしよう。

足尾銅山に関連する先行研究は、村串仁三郎、村上安正、二村一夫、市原博等によるものが代表され、彼らによりこれまで多くの重要な成果があげられている。だが残念なことに、本稿の対象とする第一次大戦後における足尾銅山に、直接、焦点を絞つてなされた研究というのはそれほど多くない。そのような中、市原博がまさに「第一次大戦後の産銅業労資関係の展開——古河足尾鉦業所を素材として——」（『歴史学研究』十一月号、歴史学研究会編集、一九八三年）という論文を発表しており、筆者の立てた先の問いに対してひとつの答えを与えているので、ここではこれを参照しよう。

まず、市原は「第一次大戦期の鉦夫の流入と、それにひき続く鉦夫の流動化により、足尾鉦業所の鉦夫統轄機構は著しく弛緩した」ことをあげ、「鉦夫統轄機構の弛緩に大正デモクラシーや全国的に展開した米騒動の影響が加わり、労使関係は悪化していった」としている。そのような中、足尾鉦業所（以下「鉦業所」）は、従来からの労務管理主体「飯場頭」が中間搾取を行い、これが「鉦夫の不満をかきたてて労資関係悪化の大きな要因」となっていたことを憂慮し、「鉦夫統轄機構を再編」を行った。この結果、中間搾取は防止されることとなったが、飯場頭の経済的な基盤が失われ、「鉦夫統轄能力を失った」という。しかし「鉦

業所は新たな統轄機構をすぐに作り上げることができなかった」ことから、依然として鉦夫の日常生活の管理を飯場頭に行わせざるを得なかった。そして大戦景気による新たな坑夫の大量な流入も併い、「かくして、鉦夫統轄機構は決定的に弛緩し、鉦夫は独自の組織的行動を行い得るようになった」。この結果「第一次大戦後の物価上昇による生活悪化を契機として、鉦夫は一九一九年以降、労働組合を結成し、鉦業所に対する組織的対抗を強めていったのである」と説明している。

つまりは、「鉦夫統轄機構の決定的弛緩」を客観的条件とし、「第一次大戦後の物価上昇による生活悪化」に対して坑夫らが結束して立ち向かうべく労働組合に加入していき、ついには大騒擾事件が喚起されたという解釈であった。

では、はたしてこうした議論がまったく妥当であると言えるであろうか。まず検証を必要とするのは、市原が言うように、鉦夫統轄機構は決定的に弛緩していたのかという問題である。後に詳しく再考するが、確かに鉦業所は「鉦夫統轄機構を再編」を行い、その結果、労務管理主体、飯場頭は坑夫に対する「鉦夫統轄能力を失った」（正確な時期は第一次大戦期からではなく明治四十年以降）。しかし、はたして鉦業所は、新たな統轄手段も見出さぬまま飯場頭の鉦夫統轄能力を喪失させるなどという、いわば「場当たり」的な労務政策を採っていたのであろうか。これについてはさらなる具体的な検証が必要である。

そしてもう一点、「第一次大戦後の物価上昇による生活悪化」が、坑夫らの労働組合への集合的な加入の直接的契機であったという解釈は、はたして妥当であるのだろうか。こうした解釈は、この時期の集合行動が語られる際、多くにおいていわば「周知の事実」として具体的な検証

なく前提とされている。しかし、こうした前提はまず「第一次大戦後の物価上昇による生活悪化」が足尾銅山においても同様であったという事の具体的史料に基づいた実証を基礎とせねばなるまい。また、仮に実際、生活悪化が実証されたとしても、それが必然的に坑夫たちをして集合的に労働組合へ加入させたとするのはいささか乱暴である。特に、先に示した通り、足尾銅山における労働組合の組織的拡大は大正八年の内のたった数ヶ月で、しかも三組合の内、唯一同盟会のみが実現し得ていたという事、そして同盟会への加入・同調が、坑夫間において社会的インテラストとしてあった事実をふまえるならば、「生活悪化」↓労働組合への加入という短絡は避け、坑夫ら自身の加入に対する誘因に注目しつつさらに具体的な検証を行う必要があるであろう。

では次節においては、第一次大戦期における鉱業所の労務政策を再検証するとともに、大戦後の物価上昇期における坑夫の生活・労働条件を確認し、同盟会の組織的拡大がなされた大正八年に至るまでの期間の客観的状况を概観することとしよう。

## 二 明治四十年「暴動」後の労務政策

### (一)「労働者ノ愛撫」

明治四十年二月四日から六日にかけて、足尾銅山においては、最終的に軍隊に鎮圧を依頼するという、坑夫による大規模な「暴動」が発生した。これを受け、当時、鉱業所は以下のような状況に陥つたとある。

暴動ノ発生スルヤ、如此面倒ノ解決機関タルベキ当局者モ唯恐愕度ヲ失シ、策ノ出ル処ヲ知ラズ、一時遂ニ上下混乱ノ状ヲ呈スル<sup>15</sup>

この「暴動」の数日後、古河鉱業社長、古河虎之助より以下のような達しが下された。<sup>16</sup>

此度ノ暴動ハ実ニ空前ノ珍事ニシテ為メニ全山ノ大騷擾ヲ惹起シ  
竟ニ帝国軍隊ノ力ニ頼リテ之ヲ鎮定セサルヘカラサルニ至リタル  
ハ洵トニ遺憾ノ極ニシテ政府ニ対シ將タ又世間ニ対シテ申訳ナキ  
次第

我古河家ノ家法労働者ノ愛撫ヲ旨トスルニアルハ諸氏ノ稔知セラ  
ル、所ナリ故ニ其規律ヲ正シ制令ヲ明ニスルト同時ニ恩愛眷々以  
テ其ノ福祉ヲ図ルニ是レ努ムルハ蓋シ諸氏ノ任務ナリ之ヲ以テ諸  
氏ニ於テモ此意ヲ体シテ善ク其要ヲ悉クシ彼等ノ希望ニシテ慰レ  
ルハ之ヲ匡シ採ルヘキハ之ヲ容レ平生愛撫ノ道ニ欠クトコロアル  
ヘカラス是レ予カ此機会ヲ以テ特ニ諸氏ニ懇囑スル所ナリ

つまりは今後、「労働者ノ愛撫」を旨とし、彼らの福祉を図るよう  
という内容であった。興味深いことに、鉱業所はこれに応じるかたちで、  
まず明治四十年三月、坑夫の標準賃金を一日一工あたり六十五銭であつ  
たものを八十銭に値上げしている（但しこの決定は「暴動」以前）。そ  
して同年十月には「慰労手当支給規則」を制定し、「満十カ年以上勤続  
シ誠実ニ業務ニ従事シタル者病死シタルカ又ハ重病発疾トナリタル為メ  
之レヲ解雇スル場合」慰労手当を支給することとした。<sup>17</sup>また同じく十月、  
「鉱夫扶助規則」が改正され、支給される治療費・療養料・扶助料が値  
上げされた。<sup>18</sup>六月には鉱業所のすべての役員が普通賞与金の一部を割ぎ、  
坑夫らの増俸をも行っていた。これに対し、「諭達第一号」<sup>19</sup>には次のよ  
うに記されている。

当会社カス□ノ大成ヲ期シ常ニ世ノ趨勢ニ鑑ミ銳意諸般ノ改善ニ

努メ使用人ノ待遇ニ留意シ愛撫到ラサルナキハ諸子ト共ニ予ノ深ク感謝スル所ナリトス

是等支給法改正ノ趣旨モ亦当会社カ常ニ時運ノ要求ニ後レサランコトヲ期スルト同時ニ使用人ノ地位ヲ進メ優遇厚待ノ実ヲ挙ケントセラル、モノニ外ナラス

## (二) 「飯場制度ノ弊」

これらに示される「優遇厚待」姿勢と、そこにおける鉱業所の意図が最も顕著に現れていたのが、当時、採用されていた労務管理システムである「飯場制度」の改革においてであった。これは「飯場制度」の「弊」により、坑夫らの経済的困窮が招かれていたという認識に基づき実行されていた。

明治期の足尾銅山では、採鉱労働に不可欠な熟練労働力の恒常的確保及び坑内労働の管理・監督の要請から、「飯場制度」という労務管理システムが確立していた。飯場制度とは「飯場頭」が各地から募ってきた坑夫を自らの経営する「飯場」に収容し、彼らへの日常生活上の世話・経済的補助（賄、日用品の販売、貸し金等）を行う一方、この飯場を単位として、飯場頭が採鉱労働を請け負うというシステムであった。

だがしかし、明治期後半に至ると、採鉱過程における新技術の導入（「抜き掘法」から「階段掘法」への採鉱方法の転換）が達成され、坑内労働を鉱業所側が直接管理・監督し得ることとなり（明治三十九年、坑内現場員の配置）、飯場頭による作業請負は廃止されることとなった。<sup>20</sup>この結果、飯場頭は従来の経済的基盤を失うこととなり、飯場頭の収入は「僅少ナルモノニテ、入坑々夫一工ニ付金一銭ノ手数料ト一ヶ月間ヲ

通ジテ、工数ノ多少ニ由ル参円乃至拾壹円ノ入坑奨励手当ヲ得ルノミ」<sup>21</sup>となった。

しかしながら、一方で坑夫の募集や彼らに対する経済的補助などの多額な支出の伴う任務はそのまま残り、これは飯場頭の自費によるものとされていたため、必然的に収支のバランスは崩れ、飯場頭は経済的に逼迫する結果となった。明治四十年度作成の「頭役考課表」によると、ほとんど全ての飯場頭は多額の負債を持っており、その金額は驚くべきことに、最低でも七〇〇円、最高で五〇〇〇円、平均では約二〇〇〇円であった。<sup>22</sup>

この結果、「坑夫募集ノ為メ投ジタル多額ノ費用ハ、勢ヒ自己飯場ニ於テ売却スル物品ニヨリ回収スルノ余儀ナキニ至レリ」<sup>23</sup>とあるように、飯場頭は自らの経済的損失を坑夫への飯場賄あるいは物品売上の利潤によって補填するか、坑夫の賃金を鉱業所から代理受取りしていたことを利用し、賃金を「ピンはね」する等して補填する以外なくなっていた。そしてこのことは飯場頭と坑夫との関係悪化を招くと同時に、「飯場頭ハ可及的速カニ資金ノ回収ヲ図ラントシテ、物品価格ヲ法外ニ高ムルモ、坑夫ハ借財ノ義理ヲ以テ此ノ高価ヲ忍バザルベカラザリキ」という事態となり、結果的に坑夫の経済状況の悪化を招いていたのである。

## (三) 飯場制度改革

こうした事態を憂慮した鉱業所は、明治四十年の「暴動」以後、以下のような方針を立て、飯場制度改革に乗り出している。

現今ノ飯場制度ノ弊ヲ伴フ頭役対坑夫ノ関係ヲ改善シ一方ニ於テハ当所ヨリ頭役ニ給与スル諸手当ヲ増加シテ其生活上ノ困難ヲ救



濟シ他方ニ於テハ坑夫ヲ保護シテ頭役ノ羈絆ヲ脱セシメ直接当所ノ監督庇護ノ下ニ立タシメントスルノ方針<sup>25</sup>

頭役所屬坑夫中特ニ独身者ノ生活費ヲ低減シ併セテ頭役ト所屬坑夫トノ關係ヲ改良スルノ目的<sup>26</sup>

具体的には、明治四十年八月、「頭役使用細則」、「鉦夫飯場組合規程」、「鉦夫飯場組合規程施行細則」、「鉦夫飯場申合規約」を制定した。そして、まず飯場頭に対する経済的補助（「入坑奨励手当」「鉦夫紹介手当」の値上げ、「入坑手当」の支給・坑夫に対する「貸越金」の立替）及び零細飯場の整理を行った。そのうえで、飯場頭による物品の販売価格を鉦業所側が規定（明治四十年）する一方、大正二年には「頭役ハ所屬飯場鉦夫ニ対シ金品ヲ貸渡スルコトヲ得ズ」とした。また同年、飯場頭による賃金の代理受取りを禁止し、先に説明した飯場頭による不相応あるいは不当な利益の獲得を防止した<sup>27</sup>。

さらに鉦業所は、飯場頭による坑夫への飯場賄が「鉦夫ノ生計費ヲ過大ナラシムル傾向アリ」として、大正二年、賄費を一日二十三銭以内の実費と規定した「鉦夫寮<sup>28</sup>」を、そして大正七年には賄に関する一切の事務が鉦業所所員によって掌理される「共同炊事場」（賄費は一日二十五銭以内と規定）を開設することで生計費の低減を図っている。そしてこれが「何れも一日一人拾八、九銭から二十一、二銭で相当の食事が出来る」といふ意外の好成績を得<sup>29</sup>たのみならず「鉦夫ノ好評ヲ博シ」たことから、鉦業所は大正七年十一月一日をもって全飯場で賄を廃止し、坑夫の食事は自炊または共同炊事場にて賄うこととした。

飯場制度が本来、飯場に収容した坑夫の日常生活上の世話・経済的補助（賄、日用品の販売、貸し金等）を飯場頭が行う一方で、この飯場を

単位として採鉦労働が請け負われるというシステムであったことに鑑みるならば、一連の飯場制度改革は、従来採られてきた飯場制度の原則を鉦業所自ら否定するものであったと言いうことができよう。

事実、このことは坑夫の飯場から長屋へという生活域の変化として表象している。すなわち、明治四十年以降、飯場に寄宿する意義をなくした坑夫らは、漸次的に長屋に転居し独自に生計を立てるようになったのである。採鉦課による「大正三年五月三十一日現在飯場居住者調<sup>30</sup>」によれば、本山では全坑夫数一〇三〇人中、飯場居住者は〇人、小滝では全坑夫数一〇五四人中、飯場居住者は一九三人で、一飯場最低が五人でも多くて十九人、通洞では全坑夫数一〇五五人中、飯場居住者は八十三人、最低が〇人で、最も多くて十四人であった。そしてこれら居住者のほとんどは新来坑夫、つまり今だ居住すべき長屋を有していない坑夫たちであった。

#### （四）鉦業所の労務政策と飯場制度改革

ではこうした飯場制度の事実的瓦解は鉦業所にとって「意図せざる結果」であったのであろうか。興味深いことに、鉦業所は上記、飯場制度改革と並行するかたちで、次のような諸施策を講じていた。

まず鉦業所は、飯場が質素で不衛生という理由から、これに代わる住宅として、「一棟大概三戸建ニシテ、一戸ノ広サハ六畳ニ室ト台所」<sup>31</sup>「外部四壁ヲ鉄板ヲ以テ覆ヒ屋根ハ亜鉛板又ハスレート葺」という長屋を建設していた。

また飯場賄を廃止し、飯場頭の物品売買を規制する一方で、「倉庫品貸下制度」を整備し、これまで役員にしか配給されていなかった「上米」

(和米)の貸下しを開始し(明治四十年)、明治四十三年には坑夫らの各居住地区に「倉庫寄合所」を設置し、倉庫品の巡回貸下し開始していた。しかも「米ハ仕入価格ノ如何ニ不拘支払価格ハ和米一升十六錢五厘並米(支那米)十三錢五厘ノ単価ヲ据置トス」とされ、常備品もまた原則据置き、物価騰貴の際は「損失ナキ程度ニ於テ」支払価格を変更するとされた<sup>32)</sup>。また、これまで新たに採用された坑夫は、飯場頭の「組夫」としてしばらくの間、「頭役ヨリ高価ナ物品ヲ購ハザルベカラザル」こととなっていたが、大正二年より、「飯場所屬鉱夫ハ総テ独立鉱夫トナシ、本人ノ名ニテ直接鉱業所ヨリ倉庫品ノ貸下」を許可することとした<sup>33)</sup>。さらに、「不廉不親切」なる町方商人の「専売」を排し「精良低廉ナル物品」(主に日用必需品)の供給を実現するという目的で、消費組合「三養会」もまた設立していた(本山・明治四一年、小滝・明治四十五年、通洞・大正元年<sup>34)</sup>)。ここでは倉庫品として貸下されていない数十種の日用物品が販売された。

これら諸設備・制度の整備の結果、かつては質素で不衛生な飯場のみで衣食住がほぼ賄われていたで坑夫の日常世界は一変され、以下のように鉱業所によって整備されることとなった。

鉱夫社宅ノ集在地ニハ、必ス一ケ又ハ二ケノ大浴場ヲ設ケ、時間ヲ定メテ無料ニテ入浴ニ供ス。簡易生活機關トシテハ鉱夫社宅ノ中央部又ハ一定ノ場所ニ理髪所、豆腐屋、共同炊事場、三養会、倉庫寄合所等ノ設備ヲナセリ<sup>35)</sup>

かつて鉱業所は坑夫の日常生活に関して何ら関与できる位置になかった。なぜなら飯場制度下において坑夫の日常生活での一切の世話や経済的補助は飯場頭に委ねられていたためである。しかし一方でこの飯場頭

は、坑夫に対する賄、物品売買等を自らの損失補填に利用しており、結果、坑夫は経済的に逼迫し、飯場頭と坑夫との関係は悪化していた。以上のような状況下で起きたのが明治四十年の「暴動」であった。そして、その後、飯場頭による物品売買の規制、飯場賄の廃止といった諸改革が行われ、これと並行するかたちで、飯場に代わる長屋が建設されるとともに、坑夫の日用必需品の安定的供給を図る倉庫品貸下制度、消費組合が整備されていったのである。

上記のような歴史的経緯をふまえるならば、先に述べた飯場制度の廃止と各種福利施設の整備という施策が連続した、いわばひとつの政策として実行されていたことが理解されるであろう。鉱業所は、飯場頭に委ねてきた、坑夫の日常生活の管理・監督という任務を廃止する代わりに、新たに鉱業所自らが日用必需品を坑夫に供給するシステムを構築したのである。

このシステムの構築は、かつて二者の間にあった媒介者を排除し、鉱業所と坑夫とが直接的な関係を、しかも坑夫が鉱業所に依存したかたちで取り結ぶということを意味していた。鉱業所はこれにより、日常生活上の問題に直接関わり、即応的にかつ一貫性ある対応策を講じることができるようになった。例えば、「我々山の従業員は毎に会社の保護を受けて米、味噌、木炭のやうな日用品を廉価で貸下げて貰つてゐるので、贅沢をせず質実さにさへ暮して行けば泣言を云はんで暮して行ける」とある<sup>36)</sup>。ここからうかがえるように、鉱業所は坑夫の日用必需品を安価に抑え安定的に供給することで、坑夫にとって不可欠な媒体という位置より、直接、「労働者ノ愛撫」を実感させることができた。それゆえに坑夫の日常生活上の不満を未然に抑制するのみならず、逆に鉱業所に対する非

対立的な動機形成を坑夫に促すことも可能となつたのである。

上記、飯場制度改革に代表される明治四十年以降の労務政策は、鉱業所自らが坑夫らの日常世界を抜本的に再編し、鉱業所の影響が直接浸透し得るメカニズムを構築したという意味でこれまでの労務政策にない斬新なものであった。

### 三 第一次大戦期の労務政策

#### (一) 「幸福増進」

大正五年以降の足尾銅山は、大戦景気の波を受け、「当山始まつて以来の活気」を呈した。当時の産業界は一般に「労働者の不足を感じることも亦非常なもの」で、「各工場共悉く労働者の争奪戦をやつた」。足尾においても「労働者に不足を感じたるは一通りではなかつた」とある。

頭役の紹介して来る者は殆ど全部之を使役するといふ状態であつた。大正五年より六年七年と此三カ年程の間の足尾の労働者の移動は実に空前絶後の状況であつたろうと思はれる。採鉱課に於けるのみでも己に其の採用する鉱夫の数が一日平均百名を下らなかつた。<sup>37)</sup>

この証言に示されるように、大戦景気の時期、足尾銅山には新たに雇用された坑夫が大量に流入してきた。また、同時期はまさしく「労働運動高揚期」に当たっており、全国的に労働者による集合行動が増加し始めていた。こうした変化を受けて、鉱業所は従来の労務政策を見直すとともに、いわゆる「労働問題」の対策を具体的に講じる必要性に迫られていた。

鉱業所作成の『自大正元年至大正十年労務関係諸案参考資料集』に「幸福増進設備調」という資料が所収されている。この資料はまさしく上記の時期において、「労働問題」の対策・方針案として作成されたものである。

ここで鉱業所側は、労働者は「生活ノ不安ヲ感スル時ハ彼等ノ思想動搖ヲ来タス也」と記している。そしてこうした認識を前提とし、「此後ノ労働問題ハ単ニ経済界上ノ問題ニ止マラズ更ニ進ミテ政治上ノ問題トナリ聽テハ来ルバキ文化ヲ構成スル萌芽トナリ其要素トナルモノトナルヤ明カ」であるとし、いわゆる労働問題を解決するうえで、以下のような事が不可欠であると記している。

国家トシテハ労働法ノ制定、労力調節機関、社会トシテハ傷害保険、健康保険、養老及病疾保険寡婦孤兒ニ対スル保険、失業保険等ノ設備ヲ要シ企業家側トシテハ労銀制度、傭人解雇制度ノ改善、労働時間ノ考究及使用方法ノ改善労働組織等ノ重要ナル問題多ク労働者側トシテハ自治救済組織及自己品質ノ改善ノ問題有リ。

さらに鉱業所は、「企業家側トシテ」求められる事につき、さらに詳しく次のように記している。

企業家ハ之ノ生活ノ不安ヲ除去シ、危険思想ヲ予防センガ為メニ労働者ノ窮乏ヲ救ヒ其疾病傷害ヲ養ハシメンガ為メニ病院及保養所ヲ設ケ養老者ヲ收容センガ為メニ養老院ヲ設ケ或ハ消費組合ヲ組織シ若クハ労働者寄宿所ヲ建設シテ以テ不安ノ念ヲ除カントスル

鉱業所は福利施設・制度、教化制度を含め、総称して「幸福増進設備」と呼んでいた。そして坑夫の「幸福増進トハ使用主ガ法規ノ命令若クハ

契約上ノ拘束ニ依ル事ナク任意ニ其収入ノ一部ヲ割キテ自己ノ使用スル労働者ノ生活ヲ露シ其幸福ヲ増進セントスルモノ也」と記している。また「幸福増進設備ハ利益分配ニアラズ」「之レヲ利益分配トナサバ誤也。蓋シ利益分配トハ使用主ト労働者トノ間ニ於ケル任意ノ契約ニ依リテ予メ決定セル率(労働者ニ知悉セシメザル場合モ有リ)ニ従ツテ事業利益ノ分配ヲスルヲ云ヒ」と、明確に賃金やその他労資間契約上の待遇とは区別していた。

上記史料からうかがえるように、この時期の労務管理思想の特異性は、生活の問題を「思想」の問題と密接に関連したものと捉えられていた点にあった。つまりは労働者の営む生活如何によって「思想」は「健全化」もすれば「悪化」もすると認識されていたのである。ゆえに「労働問題」の発生を防ぐうえで求められるべきは、労働者の「幸福増進」であった。しかもここにおける「幸福」とは、先の史料で「利益分配」と「幸福増進」の区別が強調されていたように、単に経済的に豊かな生活という意味ではなかった。その他の社会的・文化的豊かさ、さらには生活不安のない満たされた生活という意味で精神的豊かさも含む「幸福」であった。

「自己ノ使用スル労働者ノ生活ヲ露シ其幸福ヲ増進」する具体的施策としては、例えば、「長屋町ノ街路ニハ概ネ樹木ヲ植付ケ緑蔭ヲ隔テタル西側ノ戸毎ニ小花壇ヲ設ケテ種々ノ草花絶ユルコトナカラシメタシ」などと、坑夫らの生活空間の改善が図られた。また制度的には、大正五年に「鉱夫扶助規則」が改正されて(大正八年にも改正)、支給される治療費・療養料・扶助料が値上げされ、大正六年には「鉱夫扶助内規」が新たに制定されている。<sup>40</sup> 大正八年になると、「多年相共ニ生産ニ従事

シタル労働者ニ対シ、経済上ノ優者タル資本家カ其ノ余生ヲ送ルニ足ル資金ヲ給スルハ社会上ノ義務」として、明治四十年制定の「慰勞手当支給規則」に代わる「鉱夫勤続慰勞規程」が制定されている。<sup>41</sup> さらに、「幸福増進設備調」によれば、この時期、労働者救済基金とし「労働者養老基金」、「使用人養老基金」、さらに老衰者及び傷病者に対する基金があると記されている。

これら施策が、「労働者ノ愛撫」を旨とした「暴動」以後の労務政策をさらに積極化したものであることは理解されよう。大正五年以降における新坑夫の大量な流入及び全国的な労働運動の高揚を受け、鉱業所はこれまでの労務政策を継続しつつも、さらに一歩進め、坑夫の社会的・文化的・経済的、そして精神的な生活の改善を図った。それにより坑夫の日常的な不満を抑制するのみならず、彼らの「思想」の「健全化」を実現し、労務管理上の安定を企画したのである。

## (二) 坑夫の生活条件の変化

以上から明らかなように、明治四十年「暴動」以降、足尾銅山では継続的に坑夫の「優遇厚待」が図られてきており、特に大正六年以降の「労働運動高揚期」はその強化が積極的に図られていた時期であった。

大正六年八月には「当社各所モ亦自然其風潮ニ驅ラレ假令今日ハ静穏ナルカ如ク相見ヘ候テモ明日ハ賃金増加要求等ノ擧ニ出サルニモ限ラス」として、古河鉱業本店から直々に次のような達しが各鉱業所に下されている。<sup>42</sup>

一、労働者ノ要求ニ応シテ給与ヲ増額スルハ宜ヲ得タルモノニ非ラサレハ此際四国ノ情況ニ鑑ミ其所労働者ノ形勢ヲ察知シ増

額ノ必要アルモノナキヤ否ヤヲ至急調査シ機宜ノ処置ニ出ツ  
ルコト

一、労働者ノ疾病及負傷ハ施療スルコト

一、請負作業ノ坑夫ニ対シ必要ノ制限ヲ附シテ最低賃金ヲ保証ス  
ルコト

鉱夫ノ等級賃金表ヲ見ルニ其平均額ハ他日実収賃金低落ノ場合ヲ  
想像スルモ其差額坑夫支柱夫其他ニ於テモ頗ル多額ノ開キアルカ  
如シ之ヲ改正シテ此ノ如キ場合ノ実収額ト賃金表ノ平均額ト大差  
ナカラシメ以テ名実相伴ハシムヘキコト

また、「労働者ノストライキの拳ニ出ツル単ニ給与ノ薄キノミニ依ラ  
ス其取扱乃至応対態度ノ如何ニモ関シ殊ニ意思疎通ヲ欠キタルニ基因セ  
ル場合モ有之候」として「労働者ニ直接応答ノ職ニ在ルモノハ不及申所  
員一般是等ノ点ニ一層注意スル様致度候」とも附記しており、極めて注  
意深く坑夫への「宜しき」待遇を指示している。

そしてこの通達を受け、足尾銅山では「現下ノ事情ニ鑑ミ九月一日ヨ  
リ自発的ニ増給ヲ行フト同時ニ賃金等級表ヲ改正シ且一般ニ就業手当ヲ  
給スル」ことを決定していた。また、請負った「切羽」（採鉱現場）か  
ら得る収入が少ない坑夫に対して「切羽ノ立替ヲ許シ」、尚「思ハシカ  
ラサル場合ニハ一定ノ区域ニ設ケタル賃金保証切羽ニ就業セシメ之ニ対  
シテハ相当等級賃金ヲ以テ最低保証賃金トスル」こともまた決定してい  
た。<sup>43</sup>この時期、最低賃金の保証までもが図られていたことは驚きである。

こうした明治四十年から続く一連の坑夫優遇策の結果、坑夫の経済状  
態は大幅に変化することとなった。明治四十年「暴動」以前において、  
坑夫の経済状態は以下のように報告されていた。

坑夫ノ収入ハ普通十五円位ニシテ又一ヶ月ノ費用ハ十五円三十三  
錢ヲ要スル計算ニ相成リ此費用ハ独身者ノ費用月額ニシテ家族ヲ  
有スル者ハ飯米布団家賃等ノ費用ヲ増スコト故一ヶ月平均十七円  
以上ノ稼高カナレバ一厘ノ小遣錢モ残ラス  
一日平均六十錢ノ稼ヲ為スコトハ今日ノ有様ニテハ六ヶ數坑夫百  
人中六七十人迄ハ飯場頭ニ借金致シ居ル有様ナリ<sup>44</sup>

これに対し、大正八年八月調べの「坑夫ノ現状<sup>45</sup>」によると、坑夫の一ヶ  
月あたりの平均実収賃金は三十四円五十八錢六厘であり、一方、飯場居  
住独身者（「共同炊事場ノ賄ヲ受クルモノニシテ作業用品費ヲ含マズ」）  
の一ヶ月あたりの生活費は平均二十三円三十六錢とある。この内訳は食  
料費（賄料・飲料及間食費が十一円三十四錢、居住費（炭代・蒲団代・  
修繕費）一円八十錢、被服及身廻品費一円六十錢、保健費（湯錢・石鹼・  
齒磨類・理髪代・その他）六十二錢、雜費一円、娯樂費五円、交際費二  
円であった。

当時、坑夫の負担とされた作業用品費が一ヶ月につき平均三円九十三  
錢六厘であったことをふまえるなら、単純計算ではあるが、坑夫らは  
（独身者であれば）一ヶ月につき七円二十九錢の余剰金を得ることがで  
きていたことになる。

周知のことではあるが、大正八年というこの時期は、翌年からのいわ  
ゆる「戦後恐慌」を前に、全国的に物価が高騰していた時期であった。  
この影響は、「足尾も町方の相場を聞くと大抵の日用品が大層騰つて来  
ました」とあるように、山間僻地とは言え、足尾銅山にも及んだ。しか  
し一方でこの間、上記のように、坑夫らの生活費が安価なものに止まり、  
剰余金を出すことすら可能であったということは驚きに値する。

そしてこうした事象こそが、明治四十年以降における鉱業所の労務政策のまさに大きな成果であった。足尾銅山では、飯場制度改革によって坑夫らの生活費の低減が実現される一方、共同炊事場や倉庫品貸下制度、消費組合が完備されていた。しかもこれらで販売される物品は明治から大正初期においては「労働者ノ愛撫」という姿勢から、そして大正六年前後からは「幸福増進」という観点から常に安価に維持されていた。このため、「我々山の従業員は毎に会社の保護を受けて米、味噌、木炭のやうな日用品を廉価で貸下げて貰つてゐるので、贅沢をせず質実にさへ暮して行けば泣言を云はんで暮して行ける」とあるように、物価高騰の影響は坑夫にとって直接的なものとはならなかつたのである。

#### 四 同盟会の組織的性格と組織的戦術

##### (一) 経済的要因論再考

以上、大日本労働同盟会が驚異的な組織的拡大を実現した当時の客観的な背景を考察してきた。これより、大正八年という時期が、坑夫の優遇を基本とした諸改革の結果、生活条件の改善が目に見えるかたちで実現されていた時期であつたということが明らかとなつたであろう。足尾銅山に「第一次大戦後の物価上昇による生活悪化」は顕著なものとしてもたらされておらず、むしろ坑夫らは「百人中六七十人迄ハ飯場頭二倍金致シ居ル有様」から余剰金を得るまでに実収入を増やしていたのである。

仮に労働組合の勢力拡大が、労働者の待遇に関する経済的な「不満」や生活悪化の度合いに比例すると単純に考えるならば、むしろ同時代は

労働組合「冬の時代」となるべき時であつた。しかし事實はけつしてそうならず、大正八年という一時期に、坑夫らは結成され間もない労働組合、大日本鉱山労働同盟会に相次いで加入し、銅山下の全労働者数が当時九千五百人であつたにも拘わらず、その会員数は四千人にも達するのである。

これまでの一連の考察をふまえるならば、この事象を第一次大戦後の物価上昇や生活悪化、鉱業所の坑夫に対する待遇などといった点からのみでは十分に説明できないことは明白であろう。ここで我々は、これまで考察してきた客観的な背景をふまえながらも、大正八年に坑夫らにおいて労働組合に加入するいかなる誘因が存在していたのかということ、またそれが坑夫間で同盟会へ加入すべきとする意識・心性にまで集合化されることとなつた具体的要因を一から問い直してみなければならぬ。そのうえで、まずもつて手がかりとなるのは、当時存在していた三つの労働組合がそれぞれいかなる組織であつたのかということである。なぜならば、大正八年、足尾銅山下には同盟会に加え、友愛会、全国坑夫組合の三組合が存在していたにも拘わらず、この内、組織的拡大を実現し得たのが唯一同盟会のみであつたためである。同盟会が四千人の会員を集め得たのに対し、友愛会は三百人前後、全国坑夫組合は二百人前後しか会員を集め得なかつた。

労働組合であればどこでもよかつたわけではなく、坑夫があくまで同盟会を選択して加入していったと考えるならば、これら三組合がそれぞれいかなる組織的性格を有していたのか確認しておくことは無駄なこととは言えないであろう。ここでは三組合の組織的性格を概観し、比較すること、特にその中における同盟会の特異性を明らかにする。

(二) 友愛会と全国坑夫組合の組織的性格

はじめに友愛会についてであるが、足尾支部は足尾銅山坑夫金澤百馬、鈴木茂平、齋藤太七、竹村万吉、松澤善吉、東幸次郎らによって、当時存在した三組合の内、最も早い大正八年六月に設立されている。周知のように友愛会は全国的に支部を展開させた、当時、最も有名な労働組合のひとつであり、労働者の修養・共済に重きを置いた比較的、穏健な組織的性格で知られている。足尾支部もやはり同様であり、例えば友愛会の綱領(「教憲」)には次のように記されていた。

天命ニ従ヒ神勅ヲ奉シ一天万乗ノ皇室ヲ尊ビ国家ヲ重シ親祖ヲ敬ヒ家ヲ治メ衆ヲ愛シ知能ヲ磨キ万物ノ情ニ通シ濫リニ信セス濫リニ疑ハス□倫ノ真髓ヲ体得シ堪忍大度克ク己レヲ持シ言語ヲ慎ミ長上ニ礼儀ヲ致シ朋友ニ交リテ信義ヲ盡シ制度ヲ守リ時間ヲ貴ビ質素ヲ旨トシ業務ニ勉励シ〔中略〕寔ニ此道ハ歴代聖賢ノ遺訓ニシテ天下ノ公道ナリ心誠ニ之ヲ需ムレハ守リ易シ苟モ會員タラン者ハ此徳ニ感化セラレ社会人道ノ為メニ奮闘努力スルコトヲ精神トスヘシ(亀甲括弧内筆者、以下同)

ここからうかがえるように、この友愛会足尾支部は坑夫自身の修養によつて社会的地位の向上を図ることを主要な目的とする組織であつた。また「友愛会本来ノ目的ハ労働者間ノ相互扶助ニシテ、又無知ナル労働者ニ入会ヲ勸ムルニハ必ス失業救済ノ事業ヲ以テス」ともあるように、修養と並んで共済活動にも力を注がれていた。

「友愛会足尾支部規則」によれば、「本会綱領ノ精神ヲ貫徹スルヲ以テ目的トス」とされ、夜学部、講演部、体育部、娯楽部、そして共済部が置かれ、これらにおいて坑夫らの修養、共済が図られていた。

こうした組織的な特徴より、同会の具体的活動は会員の獲得及び会員の啓蒙を目的とした講演会が中心であつた。鉱業所に対しては特に対決的な姿勢を採ることもなく、むしろ労資協調的な姿勢で応じていた。このため鉱業所側も友愛会に対しては監視を行うものの、「労資関係は尚親子関係に等しきものであるから、何処までも彼等を善導せんければならぬ、斯様な状態になつたのも之竟世界の大勢であるから、亦止むを得ん、決して圧迫すべからず何処までも温情主義にて進むべし」と、特にラディカルな対応を採ることはなかつた。

一方、全国坑夫組合足尾支部は、友愛会同様、「自治的相互扶助」及び「全国坑夫ノ智識ノ研磨、社会的地位ノ向上並ニ技術ノ進歩」を目的として、大正八年十月、足尾銅山坑夫田山正によって結成された組合であつた。組織内には「共済部」、「職業紹介部」、「法律部」、「労働争議調停部」、「教育部」、「医療部」が設けられている。

同会の組織的性格はまさしく穏健主義的・労資協調的であつたという点で特徴的であつた。と言うのも、「此の会の設立当時於て和田探鉱課長や上野本山主監が種々注意を払はれその指導に努められた」とあるように、そもそも同会は鉱業所の指導の下、結成された労働組合であつたのである。上野本山主監と同会の幹部との間では次のような「覚書」も交わされていた。

- 一、本組合ノ趣旨ニ賛シ其發達に相当援助ヲ与フルコト
- 二、本部ニ対スル会費金ニ拾銭ノ払込ニ付会社ニ於テ其ノ徴収ヲナシ本部へ納入スルコト

三、支部会員ノ解雇ノ場合ニハ直チニ支部ニ通知スルコト  
会費を鉱業所が会員より徴収していたという点を見ても明らかかなよう

に、この全国坑夫組合はいわば「御用組合」であった。このため同会においては当然のごとく、「斯種の会として陥り易き欠陥にも踏み入らず方向も誤らず、至極穩健なる態度を採られた」のである。

### (三) 同盟会の組織的な性格

さて、これら二組合と比較して、まさに対照的な活動を展開していたのが同盟会であった。同会は設立当初より鉱業所側に対し闘争的な姿勢を明確に示しており、具体的には「飯場制度ヲ打破シ頭役ヲ全廢スルコト」を掲げ、坑夫に対して積極的な勧誘運動を行っていた。

労働者の団体は、何れも労働者の幸福を祈らんが為に、種々苦心をし、活動して居るにも不拘、直接我足尾の労働者の代表として、取締の任に在る頭役が単に自己の私腹を肥やすのみ汲々として、一人として労働者のために活動して居るものはない、斯かる頭役は労働者を代表するものではなく、寧ろ、鉱業所を代表として、吾々労働者の自由を圧迫し、幸福を阻害するに過ぎぬ、そんな頭役なら吾々は必要がないのだ、此の際これを廢して、我同盟会に於て、それになるものを設けやうではないか、同盟会が労働者の代表者となつて、頭役の地位と交代しやうではないか<sup>⑤</sup>

ここからもうかがえるように、「飯場制度ヲ打破シ頭役ヲ全廢スルコト」は、同盟会を坑夫らの意思代表機関として正式に認めさせるための組織的戦術であつた。当時、足尾銅山において坑夫の鉱業所に対する代表は「頭役」すなわち飯場頭とされていた。そのため、労働組合員が鉱業所に直接、交渉を行う等、坑夫の意思を代表する活動を行う余地は与えられていなかった。そこで同盟会は、飯場制度自体を廢止することで

坑夫の意思代表者飯場頭を排斥し、これに自らが取つて代わるという闘争的な戦術を採用していたのである。

事実、同盟会は大正八年九月四日、「我等現今の鉱業会社ノ規定ニオイテ於テ我等ノ意志ヲ代表スヘキ機関ナキヲ遺憾トス依テ大日本鉱山同盟会役員ヲ以テ代表者ト認メシムル」との要求を主眼とした三〇ヶ条の請願を行つて<sup>⑥</sup>いる。そしてこの際、鉱業所が同盟会幹部と直接接したことに對しては、飯場頭から「鉱業所には、鉱業所の認定せる飯場頭役があるに不拘、同盟会等を認めて、労働者の問題に就て直接之れに接し、事を為すから、時局は斯の如くなるのだ」(「斯の如く」とは同盟会の影響力拡大のこと)との強い不満があがつている。

以上、三組合の組織的性格を簡単に概観したが、同盟会の特異性はすでに明らかであろう。鉱業所に対し闘争的な戦術で臨んでいたのは、唯一、同盟会のみであつた。当時、こうした同盟会の単独的な組織的拡大という事実を受け、友愛会の幹部は次のようなことを述べている。

今迄ノ穩健主義ヲ捨テ此際過激ナラサレハ會員ノ減ハ勿論會ノ消長ニモ關係スル事ナレバ大ニ顧慮セサルヘカラス<sup>⑦</sup>

友愛会幹部らは、「穩健主義」では組合の存続が危ぶまれると考へていたわけである。

先にも述べたが、大正八年という時期は、「労働者ノ愛撫」、「幸福増進」という姿勢に基づく労務政策の結果、坑夫の経済状態を逼迫させる一因としてあつた飯場制度は、事実上、瓦解し、その他福利施設の整備も伴い、坑夫の生活条件が目に見えるかたちで改善していた時期であつた。こうした当時の状況をふまえるならば、非穩健主義的であり、しかも改革されたはずの飯場制度の廢止を主張していた同盟会のみが組織的



拡大を実現していたという対照的な事実は極めて興味深い。

## 五 同盟会の組織的戦術と一般坑夫

### (一) 同盟会と一般坑夫

坑夫間で同盟会に加入すべきという集合的意識・心性が抱かれることとなった要因を明らかにするうえで、同盟会が当初より飯場制度廃止を主張していた事は特に重要である。その理由は同盟会のこの主張を受けての一般坑夫の動向にある。例えば、十月以降における彼らの様子について次のように語られている。<sup>(55)</sup>

悪ヒ頭役カ居ル以上ハ宜敷飯場制度ヲ撤廃スルヘキト云議論カ会員間ニ盛ニナリ

其当時飯場制度撤廃ニ付テハ一般鉱夫ハ非常ニ激昂シ穩カナラヌ情勢デアツタ

頭役撤廃飯場制度撤廃ノ評議カ非当ナル勢ヒヲ以テ昂揚シ

こうした状況下の十一月二十五日、一般坑夫らは同盟会を組織的主体として、銅山下すべての飯場頭の辞職を勧告し、それを鉱業所に認めさせるため直接行動<sup>(56)</sup>に鉱業所への談判及び同盟罷業を実行するに至った。

これがいわゆる足尾銅山大騒擾事件(大正八年十一月二十五日~十二月六日)であった。この大騒擾事件は、当時、全国的に頻発していた労働者による集合行動の中でも参加人数で言えば最大規模の約五〇〇〇人による集合行動であった。

興味深いことに、当初よりまさに飯場制度の廃止を主張してきたはずの同盟会幹部、しかも同盟会会長は、この事件に関して次のような証言

を残している。<sup>(56)</sup>

実ハ私ハ鉱業所ニ対スル交渉ニ付キ彼ノ様ナ騒キヲスル考ヘハナカツタノテスカ一般会員ノ激スル処甚タシカツタノテ人気ノ向フ処何トモ致シ方カナカツタ

幹部モ会員ノ人気ニ押サレテ飯場制度撤廃ヲ叫ブニ至ルタノテアリマス夫レ若シ我々カ会員ニ対シ少シテモ懐柔策ヲ施スコトテモ丁ラハ忽チ会長ハ鉱業所ニ買収サレタナンテ様ナコトヲ云ヒ立テラレ何モ始末ニ困ツタノデアリマス

つまり大騒擾事件は、幹部による教唆・煽動によるものではなく、「一般会員ノ激スル処甚タシカツタ」結果、一般鉱夫の「人気ニ押サレテ」、やむなく同盟会として実行することに決したというのである。

こうした証言は、けっして責任転化の証言もしくは虚偽の証言ではなかった。なぜなら、同盟会は十一月二十四日時点で、すでに飯場制度廃止の要求を鉱業所に対して取り下げていたからである。

大正八年十月、同盟会会長であった松葉鏗壽と古河鉱業本店の経理副部長佐々木敏綱の二人が東京で面会し、次のような取引を行っていた。すなわち松葉の所有する貸家が水害によって流されたことへの見舞金として、古河側が「金二千五百円」を支払う引き換えに、松葉は「足尾ニ於ケル飯場制度ノ維持ニ付テハ既ニ了解ヲ」<sup>(57)</sup>与えていたのである。事実、十月二十八日、見舞金の受取りが終了した後に関われた同盟会の幹部会では、飯場制度の維持そして鉱業所側の当面の政策に反対せざる事が組合の方針として正式に決定されている。

そして一方、この同盟会の方針転換を巡って、一般坑夫の間では幹部の者たちは「怪しからぬ」、「会長以下最高幹部等ハ鉱業所ニ買収サレタ

ルニ非ラサルヤ」との風評が広がり、それは遂に「最高幹部ノ不信任問題」となるまでに至っていた。<sup>(38)</sup>「不信任問題」に動揺した松葉はじめ同盟会幹部らは、「各支部ニオイテ於テ止ムナク講演大会ヲ開催」するとともに、「松葉会長ノ鉱業所ノ買収ニ応シタルモノニ非ラストノ講演」を勢力的に行い、「極力会員ヲ撫メ」ようとしている。しかし「頭役撤廃飯場制度撤廃ノ評議カ非当ナル勢ヒヲ以テ昂揚」していた状況下において、結局「何ウトモスル事モ出来ナクナッタ」松葉ら幹部らは、「会員ノ人気ニ押サレテ飯場制度撤廃ヲ叫ブ」に至ったのである。先に示した大騒擾事件に対する消極的な発言はこうした背景からのものであった。つまりは、大騒擾事件の起こる以前において、同盟会は組織として飯場制度の存続に対し承認を与えていたにも拘わらず、一般坑夫らがそれを許さず、ついには飯場頭の総辞職を求める大騒擾事件に至ったのである。こうした事実をふまえるならば、同盟会への加入に対する坑夫らにとつての誘因を明らかにするうえで、十一月に方針転換が行われたものの、同会が設立当初より飯場制度廃止という主張を行っており、それゆえに非穩健的であつたという事実が、ひとつの重要な鍵となることは明らかであろう。

## (二) 一般坑夫にとつての飯場制度廃止の意味

では、一般坑夫間において、なぜ飯場制度の廃止がこれほどまでに積極的に志向されることとなつたのであろうか。坑夫らにとつての飯場制度廃止の意味とは何であつたのであろうか。

このことについて、例えば村申仁三郎の「足尾銅山における友子制度の変遷(下)」<sup>(39)</sup>では、次のように説明されている。

大戦による好況が坑夫不足を加速したため、飯場頭による鉱夫の募集費、鉱夫維持費がかさみ、飯場経営(単身鉱夫の賄い、飯場自営の売店での家族鉱夫への掛売り、その他飯場経費)からの収奪が強まり、飯場制度に対する鉱夫の不満と反感を強めたからであつた。

つまり飯場頭による不当な利益追求に対し坑夫らの間で不満が募つたためという解釈である。

しかしここで思い出してもらいたいのだが、鉱業所は明治四十年の「暴動」後、飯場制度の「弊」により、坑夫らの経済的困窮が招かれていたことに鑑み、「現今ノ飯場制度ノ弊ヲ伴フ頭役対坑夫ノ關係ヲ改善シ」「坑夫ヲ保護シテ頭役ノ羈絆ヲ脱セシメ直接当所ノ監督庇護ノ下ニ立タシメントスルノ方針」を採用してははずである。事実、これは飯場制度の抜本的な改革として実行され、この結果、飯場頭による不当な利益追求は防止され、ついには飯場賄が廃された。そしてこのことで、飯場頭が配下坑夫を自己の飯場に收容し彼らの管理・監督を行うという旧来からの飯場制度は、事実上、廃止され、坑夫らは飯場を離れ長屋に居住するようになっていた。

こうした歴史的経緯をふまえるならば、これら改革がすでに完了していた大正八年の十一月という時点で、坑夫らが「飯場経営からの収奪」を問題とし飯場制度の廃止を要求することとなつたとは考えられない。まして仮に飯場制度を旧来からのそれと考えるならば、すでに事実上、瓦解していた当時、坑夫らがその廃止を求めるなどということはあり得ないことである。

では、同盟会が当初より行っていた「同盟会が労働者の代表者となつ

て、頭役の地位と交代」という主張に賛同し、あくまで飯場頭の排斥を坑夫らが求めたとは考えられないだろうか。つまり坑夫らが自らの意思を代表する独立した機関を求め、飯場頭の意思代表権を剥奪しようとしたと考えられるだろうか。

仮にこのように考えるのならば、さらになぜ坑夫らはこの時期、独自の意思代表機関を求めたのかということが説明できなければならぬ。

しかし先に考察したように、大正八年当時は、明治四十年以降の「労働者ノ愛撫」という姿勢がさらに強化され、「危険思想」の予防という観点から、坑夫の「幸福増進」が図られるとともに、極めて注意深く「宜しき」待遇が図られていた。そしてこれにより、様々な面において坑夫の経済条件が改善されていた時期だったはずである。ここまでの考察の中から、大正八年当時に坑夫が意思代表機関を強く要求する直接的要因、少なくとも経済的要因は見出すことができない。

以上のことをふまれば、「飯場制度廃止」というときの「飯場制度」を旧来からのそれと捉え考察していくことには限界があることがわかる。

ここで我々は、同盟会が飯場制度の廃止を求めると同時に、それによって次のような事を行うと一般坑夫らに主張していた事実<sup>⑥</sup>に注目したい。

同盟会員ハ其会ニテ坑夫ノ交際ヲ為シ

〔坑夫の交際を〕全テ廃止シ代ニ同盟会員ノミニテ相互救済ヲナス

ここで言う「坑夫ノ交際」とは、当時、坑夫によって形成されていた、いわゆる「友子社会」における「友子」間の社会的交際<sup>⑦</sup>「友子交際」のことであった。そしてこの主張が、旧来の飯場制度ではなく、明治四十年に以下の目的でまったく新たに設立された労働団体「飯場組合」と相関していたことはけっして看過することができない。

断然此ノ大当番ヲ全廢シ、本山、小滝、通洞ノ三方面ノ飯場ヲシテ各一飯場組合ヲ組織セシメ、山中交際〔友子交際〕ノ円満ヲ計ルト共ニ各飯場ノ團結ヲ強固ナラシメ、一方鉱業所トノ間ノ意思疎通機関ヲラシメ<sup>⑧</sup>。

では、同盟会内で「坑夫ノ交際」を行うという主張と「山中交際ノ円満ヲ計ル」という飯場組合とは、いかなる関係を具体的に有していたのであろうか。飯場組合とはいかなる団体であり、同盟会の主張は坑夫らにとつてどのような意義を有していたのであろうか。

この具体的考察に入る前に、ここではまず、先にふれた友子社会そして友子交際について確認しておこう。

## 六 友子社会と友子交際

### (一)「友子社会」

採鉱方法が「抜き掘法」によつていた時代（明治四十年前後）まで、採鉱労働に従事していくためには、極めて高度な熟練技術・知識の獲得が絶対的に必要であつた。一方、この熟練技術・知識はあくまで経験的な技能であつたため、親方の下で坑内作業を通じて伝授されねばならなかつた。すなわち銅山で採鉱労働に従事していくためには、親方―子方関係を結び熟練技術・知識を獲得することが不可欠な条件であつたのである。

こうした事実を前提として、坑夫らは社会的に結合する一方、熟練技術・知識を社会的な「資源」として独占的に保持していた。そして坑夫らは、彼らの主催する「取立式」という儀式で特定の個人に親方との徒

弟契約を許す一方、以下の証言に示されるように、親方を持たぬ坑夫は社会的に許容しなかった。

初めの中は親分を持たないで坑夫をやっていたが坑夫仲間では親分がないと兎に角と酒を買ひの御馳走をせよとの難題の様な事を吹きつけられ自分の立場が苦しくなった<sup>82</sup>

こうすることで、坑夫らは「資源」の獲得と共同体への参加を不可分のものとし、これによって「資源」の希少性を恒常的に維持するとともに、彼らの社会自体のアドバンテージもまた保証してきたのである。この社会は共同社会形成に参加する社会的チャンスを制限するという意味で「社会的閉鎖」を特徴とする社会であったと言える。

こうした坑夫らの独自の社会的結合がすなわち「友子社会」と呼ばれるものであったのであるが、ここで言う「友子」とは、先に述べた「取立式」にて親方との徒弟契約を結んだ坑夫⇨採鉱夫のことを意味していた。子方となる坑夫は、この「取立式」において多数同職者の立会いの下で「出世免状」を下附され、友子として「出世」したとされたのである。つまり友子とは、熟練技術・知識の伝授を坑夫⇨友子間で認可され、共同体成員として新たに「出世」した社会的主体であった。

このように友子として取り立てられるということが、共同体成員として認められるという意味合いを持っていたため、坑夫らは「取立式」にて親方をもらい友子として「出世」するまで、極めて長い修業期間を経ねばならなかった。まず、三年三ヶ月の間、手子・掘子として坑内で雑務に当たるとともに、坑外では坑夫の小間使いとして働く。そうして、初めて弟分となって兄分を持てた。そしてその後、さらに三年三ヶ月を経、始めて「出世免状」を下附され親分が持てたという。さらに「取立」

後においても、三年三ヶ月十日は修業期間として他山への移動が禁じられていた<sup>83</sup>

## (一)「友子交際」

そしてこの友子間において行われていた社会的な交際が、同盟会において「其会ニテ坑夫ノ交際ヲ為シ」と主張された「友子交際」であった。友子社会においては、坑内労働の危険性や坑夫に家族を持たぬ独身者が多かったことなどの理由から、「互に相助け相救ふ」ことが「美風」として、また最も重んじられるべき規範として認知されていた<sup>84</sup>。

坑夫社会には一種云べからざる義侠心があつてイザ友達のためとか親分の為めとか兄弟分の為めとかなれば火の中水の中なんの之のと云ふ風の義侠心があるのである<sup>85</sup>。

上記のような「義侠心」に基づく行為が、友子には規範として求められていたのである。そしてこうした規範意識に則り、友子同士では傷病に対する扶助や寄付金の下附、冠婚葬祭の際の手伝いなど、多角的な相互扶助が行われていた。彼らの相互扶助はけっして一鉱山内のみにとどまるものでなく、全国で横断的に行われていたものでもあった。それは坑夫らが採鉱作業に不可欠な熟練労働力として全国的に必要とされる存在であり、その分、坑夫の移動率も高かったことが背景にあった。友子社会は金属鉱山を中心に全国的に形成されており、他山の友子もまた同じ友子として「互いに相助け相救う」交際が行われていたのである。

具体的には、傷病で採鉱労働が困難となった友子に対し「奉願帳」「寄附帳」を下附するなどの相互扶助を行っていた。これらを持った友子が友子交際の存在する鉱山に行けば、各々の山で多額の寄付金を受け

ることができたのである。また就業困難となった者に限らず、友子が来山した場合には誰にでも「一飯一宿」の恩義や饒別が与えられた。さらに失業坑夫が来山した際などには職業紹介を行うこともあった。

友子社会には「互に相助け相救う」という先の規範以外にも、以下に示されるように、友子独自の規範・慣習法が幾多存在していた。

「坑夫間に所謂法律の如き制裁の設ありてただ之を厳にせり」<sup>(66)</sup>

「坑夫の虎の巻憲法とも云ふべきものがあつて之には種々の儀式礼法もあれば刑罰等を行う条件もある」<sup>(67)</sup>

例えば、友子社会には「出世」順（「取立式」にて徒弟契約を結んでからの年月順）に定められたヒエラルキーが存在しており、それに基づいた礼儀や作法、社会的な役割があつた。具体的には、友子社会において身分は大きく分けて「出世」順に「元老」、「中老」、「新大工」と分けられていた。取り立てられたばかりの友子（「新大工」）は三年三月十日の修業期間中、親方の身の廻りの世話や、他山との連絡、病人の看護等、友子らの共同生活上の雑事万端を行うこととなつていた。

先に述べたような友子間での相互扶助のみならず、上記のようなその他規範・慣習法に則つた社会的交際もまた、友子交際であつた。

そして「親分、子分、兄弟分の契約は極めて嚴重に結ばれ」、「一度、この契約を結ばむか、修身、仲間設けたる規約を履行せざるを得ず」<sup>(68)</sup>

とあるように、友子社会においては規範・慣習法の遵守が極めて厳しく求められていた。これら友子社会の規範・慣習法に則つた社会的な交際は全般がすなわち友子交際であつたことから、言うまでもなく友子交際は友子にとつての義務であつた。ゆえに「交際を怠る者は交際泥棒と云ふて」<sup>(69)</sup> 制裁の対象とされ、時には退山処分された上、「日本国中の各銅

山銀山金山等へ山中一同から廻状を出して通知をするので其本人は何処へ行つても使はれなくなる」<sup>(70)</sup> というような厳しい処分も下されたのである。

こうした友子交際の中でも、全山単位での交際、例えば他山友子との交際や山内友子への「奉願帳」「寄付帳」の作成、死亡・傷病の際の救済方法の決定などを担つたのは、各飯場より「入札」で選出される「山中委員」（あるいは「山中総代」、「大当番」）であつた。彼らは友子社会における最高権威であり、それゆえに様々な権限が与えられていた。先に記したような「交際泥棒」を裁くのも彼らであつた。

銅山中の飯場から当番と云ふ者が一人宛即ち飯場が十あれば十人十五あれば十五人と云ふ様に集つて刑罰が重いか軽いかか決議するのです<sup>(71)</sup>

さて、以上、友子社会及び友子交際について確認してきたわけだが、先に述べた「同盟会員ハ其会ニテ坑夫ノ交際ヲ為シ」、「（坑夫の交際を）全テ廃止シテ同盟会員ノミニテ相互救済ヲナス」という同盟会の主張は、この友子交際を同盟会の組織内事業として行おうというものであつた。つまり山内における友子交際を同盟会の共済事務として、そして他山坑夫との間での交際は同盟会を窓口として行おうということである。

では、同盟会はなぜ、こうした一見突飛であり、また友子の独自性・社会的主体性を否定するかのような主張を、しかも鉱業所に対抗するうえで採ることとなつたのだろうか。

## 七 飯場組合制度と友子交際

(一) 明治四十年以降の労務政策と山中委員

鉱業所は、明治四十年、「暴動ノ発生スルヤ、如此面倒ノ解決機關タルベキ当局者モ唯恐懼度ヲ失シ、策ノ出ル処ヲ知ラズ、一時遂ニ上下混乱ノ状ヲ呈スル」に至ったことを受け、労務管理システムの刷新を迫られた。

そこで鉱業所は、坑夫との間にあつた日常生活上の媒介者を排除し、鉱業所自らが坑夫の各種問題に直接携われる体制の創出を意図した。これが具体的には、飯場制度改革による飯場制度の実質的廃止、そして倉庫品貸下制度の整備や、購買会の設立等による日用必需品の安定的な供給機構の構築として実現されたことは先にも述べた通りである。鉱業所は日用必需品を安価に抑え、坑夫らに安定的に供給することを通じて、坑夫らの不満を未然に抑えるのみならず、逆に坑夫に、鉱業所に対する非対立的な動機形成を促そうとしたのである。

しかし、こうした意図を持っていた鉱業所にとって、当時、大きな障害があつた。それは、先に述べた、坑夫独自の社会的結合の存在であつた。

彼らの社会的結合は、採鉱に不可欠だった熟練技術・知識を結合媒体（社会的「資源」）として、親方―子方関係を起点に成立していた。そして坑夫らは独自の規範・慣習法、ヒエラルキーを有し、友子以外を許容しない排他的な社会的交際を行っていた。こうした社会的性格より、友子社会は鉱業所に対しては相対的に自律して存在しており、鉱業所のみならず長らく警察権力の社会的な介入すらも許さなかつた。

実に足尾は或る意味での別世界です。えい、治外法権と言つた様な処ですね。

坑内で鉋賊といふのがあつた。鉋を盗む者があると、其奴を捕へて髪から眉毛から、髯があればそれまで、半分剃落して、背中へ重い鉋を背負はして立たせる、それは無論警察では禁じてあるのですが、矢張今でもそれを遣つて居る。

しかもここには、鉱業所を凌駕するほどの一般坑夫に対する影響力を持ち、それゆゑに彼らの行為選択を直接規定し得る独自の権威主体がいた。すなわち友子の総代、山中委員である。鉱業所はこの山中委員の存在について以下のような認識を示していた。

当時山中交際ノ事ヲ司ル者ニ大当番（山中委員又ハ箱元トモ称ス）ト称スル者アリテ其牛耳ヲ司リ、多クハ鉋夫中ノ勢力者ガ之レニ任ジ威望甚ダ高カリキ。素ヨリ鉱業所ノ承認ヲ得タルモノニアラズ、又頭役ノ監督ヲ受ケ居ルモノニアラズシテ極メテ無節制ナルモノニテ。

しかも鉱業所は明治四十年の「暴動」を次のように理解していた。

従来山中ニ権威ヲ振ヒ居タル大当番（山中委員又ハ箱元トモ称ス）ナル者ガ至誠会ニ煽動セラレシ結果ニ因ルモノ。

「至誠会」とは、元夕張炭鉋夫、永岡鶴蔵及び南助松によつて、当時、結成されていた労働組合である。至誠会に「煽動」された山中委員が率先して坑夫を集合化させ「暴動」を引き起こしたというのは事実ではなかつたが、しかし実際、多くの山中委員が至誠会に加入しており、一般坑夫に対し鉱業所への抵抗を主張し勧誘活動を行っていた。

鉱業所の影響が直接浸透し得るメカニズムの構築によつて、坑夫に鉋

業所に対する非対立的な動機形成を促そうとしていた鉱業所にとって、こうした山中委員の存在、そして彼らが社会的権威として一般坑夫らの行為選択に対し多大な影響力を持ち得る状況は、まさしく障害であり問題であったのである。

そしてこのような認識に基づき、明治四十年、鉱業所が新たに組織したのが、先に述べた飯場組合であつた。

## (二)「飯場組合」

本来、飯場組合とは、足尾銅山下の飯場頭のみを成員とした非公認組織で、単に各飯場の飯場頭が坑場への諸届・申入れや緊急時の見舞金の割振り、夜警番割等について衆議する場であつた。これを鉱業所は明治四十年に公認の組織として、新たに「鉱夫飯場組合規約」、「鉱夫飯場規約施行細則」制定し、全坑夫を組合員とするまったく新たな機関に再編したのである。

坑夫は明治四十年以後、漸次的に長屋へと移住し、大正始めにはすでにほとんどの坑夫が飯場には居住していなかった。しかし鉱業所は、居住非居住は関係なく「鉱夫ハ原則トシテ必ず一飯場ニ所属セザル可カラザリシ」とし、また「飯場ハ鉱夫ノ自助的自治団体也」と解釈した。つまりここでの「飯場」とは、これまでの衣食住の場としての飯場ではなく、日常における自治の単位を意味していた。「目下本山組合ハ二十五個、小滝組合ハ二十二個、通洞組合ハ二十三個ノ飯場ヨリ成レリ」とあるように、鉱業所は、本山・通洞・小滝各地区で「飯場」を自治の最小単位として連合させ、新たに飯場組合を組織したのである。

この飯場組合の設立目的は次のようなものとされていた。

各飯場ノ取締方及各飯場所屬坑夫ノ取扱方ヲ一定シ、又鉱業所ニ対シテ各飯場所屬鉱夫ヲ代表シテ相互ノ意思ヲ疎通シ業務ノ執行ヲ円満ナラシムルコトヲ以テ目的トス<sup>79)</sup>

そして具体的事業については「鉱夫飯場組合規約」に以下の五項目が規定された。<sup>80)</sup>

一、各飯場所屬鉱夫ヲ代表シ鉱業所ニ請願又ハ上申ヲナス  
二、鉱業所ノ達又ハ告示ヲ鉱夫ニ伝達ス

三、飯場組合規約施行細則及飯場申合規約ヲ定メ各飯場ヲシテ之レヲ遵守セシム

四、山中交際鉱夫ノ交際事務ヲ掌理ス

五、定時又ハ臨時ニ当山三飯場組合総合会ヲ開催シ重要要件ニツキ歩調ヲ一ニシ相互補佐ヲナス

すなわち飯場組合を坑夫の代表機関かつ鉱業所との意思疎通機関とするということであるが、ここで注目すべきは「山中交際鉱夫ノ交際事務ヲ掌理ス」という項目であろう。ここでの「山中交際」とは友子交際の意である。つまりは飯場組合が友子に替わり友子交際の全ての事務を取扱うというのである。

その具体的事柄については「鉱夫飯場規約施行細則」(以下「施行細則」)に定められている。

まず、友子らが就業困難になった仲間に授けていた奉願帳・寄付帳について、「当組合ニテ奉願帳寄附帳作成ノ許可ヲ得ントスル者ハ所属飯場ヨリ五名ノ世話人並ニ頭役ノ証明ヲ得医師ノ診断書ヲ添へ出願スヘシ」(第五条)とされた。そして第六条・第七条で足尾銅山の奉願帳・寄付帳持ち坑夫への寄付金の給与金額が規定された。

一方、第九条・第十条では、他山から奉願帳・寄付帳を持参し来山してくる友子に対して給与される金額が規定され、「本組合ニテ許可シタル奉願帳及寄付帳持鉢夫ハ本組合内ニ於テ回飯スルコトヲ得」、「前項ノ回飯ヲナサントスル時ハ予メ本組合ノ許可ヲ受クルヲ要ス」(第八条)とされた。

また、従来、友子らは奉願帳・寄付帳持参者でない来山坑夫であつても、友子であれば、一宿一飯の世話及び餞別を与えるのが慣習であつたが、これは施行細則で「本組合ニ来リタル浪人ニ対シ附合料トシテ使役ノ有無ニ関セス年一回限り金貳拾銭贈与ス」(第十七条)と明確に定められた。

交際坑夫が死亡した際に行われていた扶助についても、「交際鉢夫死亡シタル時ハ其所屬及□ヨリ直チニ当組合事務所ニ届出ツルヲ要シ又相談役並ニ各坑夫飯場へ通知スルモノトス」とされ、「本組合ノ交際鉢夫死亡シタル時ハ本組合ヨリ香典トシテ金八円ヲ贈与ス」(第十五条)、「前項ノ場合ハ当該飯場頭役ハ勿論坑夫飯場頭役中ヨリ総代一名鉢夫飯場ヨリ総代一名宛会葬ス可キモノトス」(第十三条)と規定された。

友子になるには友子主催の「取立式」において徒弟契約を結び、「出世免状」を得る必要があつたが、これについても施行細則で次のように規定された。

本組合内ニ於ケル鉢夫ノ取立ハ取立員数百名以上ニ達スルニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス(第十九条)

取立ハ当山三組合協議ノ上ニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス(第二十条)

出世免状ハ取立後満一カ年勤続シタル者ニ限り之ヲ授与ス(第二

## 十六条

そして第二十一条、二十二条、二十三条では、取立式の負担金、支給される祝儀、酒肴料が定められた。

### (三) 飯場頭の社会的権威化

元来、友子社会は、先に述べたように、親方―子方関係を起点とし熟練技術・知識を媒体として成立していた一般坑夫の日常的な社会的結合であつた。坑夫(友子)らは、独自の規範・慣習法を有しており、これらに則つた友子のみのお交際を行つていた。これこそがすなわち友子交際であつた。

これに対して飯場制度とは、飯場頭が各地から募つてきた坑夫を自らの経営する飯場に収容し、日常生活上の世話・経済的補助(賄、日用品の販売、貸し金等)を行うことで、配下坑夫を管理・監督する労務管理システムであつた。飯場頭は、坑夫の「頭」と呼ばれていたものの、「頭役ト所謂親分トハ同一人ニアラズシテ、一飯場内ニ幾多ノ親分子分ノ関係成立シ居リテ、親分ハ必ずシモ頭役タリト云フベカラズ」とあるように、必ずしも親方(友子)ではなかつた。つまり、友子社会と飯場制度とは、各々に独自の機能的要件を有す別個のシステムであつたわけである。

しかし鉢業所は、「断然此ノ大当番ヲ全廢シ」とあるように、まず友子社会の総代であつた山中委員を一方的に廃止した。そして飯場組合の設立を機に、「飯場ハ鉢夫ノ自助的自治団体也」、「鉢夫ハ日常生活ニ於テ、相互扶助ノ義務ヲ有シ」とし、友子独自の交際を「飯場本来ノ目的タル相互扶助」と再解釈した。これによって鉢業所は友子交際に飯場頭



が介在し得る余地を強引に与えたのである。<sup>83)</sup>

「飯場本来ノ目的タル相互扶助」である友子交際を掌理するのは、当然のごとく飯場頭たちであった。鉱業所は飯場頭中から任命される組合長、相談役及び事務員によって交際を掌理させたのである。

組合長は言うまでもなく飯場組合の総代表であり、相談役は諮問事項を審議するとともに組合長を補佐する存在として各飯場組合で飯場頭四人が選出された。事務員は組合運営及び友子交際上の庶務・会計の担当として各飯場組合で一名づつ任命された。<sup>84)</sup>これはもともと友子社会に存在していた名誉職「元老」を飯場組合長に、そして各飯場から友子によって選出されていた山中委員を相談役に、山中委員が輪番で担当していた「箱元」（主に会計事務を担当）を事務員に移し替えるものであった。

#### (四) 飯場組合設立の意図

鉱業所は、友子交際を「飯場本来ノ目的タル相互扶助」と解釈することとで、「飯場」を自治の単位とし、鉱夫飯場組合規約、施行細則によって飯場頭が山中委員に代わり友子交際を掌理する正当性を与えた。そうした意味において、この改革は友子社会の有してきた自律性を損なわせるものであった。先行研究においても飯場組合の設立の歴史的意義をここに求めるものは多い。

しかしながら、これをもって友子の社会的主体性が剥奪されたわけでもなかったし、鉱業所側もまた、この時点でそこまでラディカルなものとしてこの改革を促えていなかったように思われる。なぜなら、飯場頭の権限に具体的根拠を与える施行細則は、上記の意図を実現するうえで、あまりにも不十分なものであったためである。

そもそも友子交際とは、取立式を経て友子となる代わりに、共同体成員として遵守が義務付けられる規範・慣習法に則った交際であった。しかも規範・慣習法は不文であったため、友子交際は友子らの「しすべき」という意識・心性に基づく、極めてインフォーマルかつ多角的な交際を基礎的要件とするものであった。

これに対して、施行細則において記された規定は極めて部分的であった。これは、友子交際のうちでも、かつて山中委員が友子の代表として行ってきた事務である、奉願帳・寄付帳、葬儀、取立式に関して規定したものでしかなかった。しかもその内容は、取立式に関しては、その開催許可を組合が下すということと、そこでの負担料、支給する祝儀、酒肴料の金額、「出世免状」の下附の時期が規定されたのみであった。また葬儀に関しても飯場組合への死亡の通知義務、香典料の額、会葬の義務が決められただけだったのである。

こうした施行細則の不十分性のため、これが各坑夫の日常的な交際に対し、強い拘束力を持つこととはならず、以下の史料に示されているように、独自の交際は依然保たれることとなった。

飯場所属坑夫間ニ於テハ更ニ相互間ノ社交的救済ノ意味ニ於ケル別交際ナル会ヲ組織シ、餞別、香典、傷病者救恤費ヲ醸出ス。別交際ニ対シテハ頭役ガ會長トシテ監督ヲナスモノアリ、又監督ヲナサザルモ会計事務ヲ担当スルモノアリ。又全然関与セザルモノアリ。

別交際ノ会ヲ組織スル鉱夫ハ会費トシテ一ヶ月金拾銭乃至金貳拾銭ヲ醸出スル者アリ。会費ヲ徴収セザル飯場ニテハ其都度実費ヲ負担ス。

別交際會員ニ支給スベキ金額ハ飯場及場合ニ依リテ一定セズ。傷病者ニ対シテハ休業八日ヨリ拾銭乃至貳拾銭ノ救恤金ヲ支給スルモノ多ク、中ニハ米ヲ以テ之レニ代フルモアリ。錢別ハ大概式円以下、香典ハ普通五円以下ニシテ、寄附帳及奉願帳ニ対スル交際金支給額ハ一定セズ<sup>85</sup>。

坑夫らは「別交際」を行っていたのである。これが施行細則で規定された交際以外の交際という意味で「別交際」であったことは明らかである。そして鉱業所はこの「別交際」についてほとんど関与していなかった。例えばここにおける飯場頭の位置や会費、扶助方法等の多種多様性がそのことを明瞭に示している。別交際は鉱業所によって管理・監督される類のものではなく、規範・慣習法に則り、各地区（本山・通洞・小滝）、各集団でまちまちのやり方をもって行われてきた友子交際そのものであった。しかも上記史料には、施行細則で規定されているはずの錢別、香典、奉願帳・寄附帳持参者への支給額についてさえも、「錢別ハ大概式円以下、香典ハ普通五円以下ニシテ、寄附帳及奉願帳ニ対スル交際金支給額ハ一定セズ」と記されている。坑夫らは施行細則で規定した内容さえも無視するかたちで、独自の交際を行っていたのである。つまり坑夫らは、山中委員の廃止によって全山規模の交際への関与を制度的には制限されるようになったものの、実際的には旧来の交際をほぼそのまま維持していたのである。

鉱業所があくまで山中委員の一般坑夫に対する強い影響力を当初より問題としていたこと、そして施行細則がかつて山中委員が担ってきた事務に関してのみを規定するものでしかなく、鉱業所が「別交際」を事実上、野放しにしていた事実などをふまえるならば、飯場組合が友子によ

る自治を否定する意味合いをもって設立されたわけではなかったことを理解することができよう。

飯場組合の設立の意図は、あくまで坑夫の行為選択を規定し得る権威を有していた山中委員を廃し、友子交際を「頭役ノ監督ヲ受ケ居ルモノ」とすることであり、坑夫による自治をある程度許容する一方、彼らに対する鉱業所以外からの影響力を極力排除することにあつたと考えられる。そしてこのことは、鉱業所の影響が直接浸透し得るメカニズム下において、「労働者ノ愛撫」を旨とした諸施策を講ずること、鉱業所に対する非対立的な動機形成を促そうとしていた当時の労務政策とも合致する。

## 八 鉱夫飯場申合規約と友子交際

(一) 大正八年七月、「鉱夫飯場申合規約」の改正

上記のような友子交際に対する姿勢に変化が見られたのが、いわゆる「労働運動高揚期」のことであつた。先にも述べたが、大正五年以降の足尾銅山は「当山始まつて以来の活氣」を呈し、「採用する鉱夫数が一日平均百名」というほどに、大量の坑夫が新たに雇用された。そして一方で同時期、全国的にいわゆる労働運動が多発したことを受け、鉱業所は明治四十年以降の方針をさらに積極化し、「危険思想」の予防、「思想」の「健全化」を意図した。具体的には、これを坑夫の社会的・文化的・精神的「幸福増進」によって実現しようとしていた。

こうした状況下、これまで「〔飯場頭が〕監督ヲナサザルモ会計事務ヲ担当スルモノアリ。又全然関与セザルモノアリ」、「別交際會員ニ支給スベキ金額ハ飯場及場合ニ依リテ一定セズ」といったように、まった

く各々のやり方で行われており、いわば「無節制」のまま放置されてきた友子交際（「別交際」）に手が加えられることとなった。

具体的には、従来、組合費の支出項目や組合の除名条件などに関して飯場間で申し合わせるための規約でしかなかった「鉦夫飯場申合規約」（制定明治四十年、以下「申合規約」）を、以下の理由をもって抜本的に改正した。極めて興味深いことに、この改正が行われたのが、同盟会が結成される直前の大正八年七月であった。

是迄各飯場では各自区々の規約の下に行はれた別交際がありましたが、どうもかう各飯場に依つて規約が違つては面白くないと云ふので、今度三飯場組合が相談の上、別交際の規約に代るべき左記の新規約を作り、全山の飯場に之を行ふことにしたいと云つて、会社に願出でられたので、会社でも至極宜い事なので大賛成をして愈実施される事になりました。<sup>86)</sup>

つまりは「別交際」を申合規約の下、統一化しようということであった。鉦業所が「危険思想」の予防を国家・社会・企業・労働者の四者によつて達成し得るものとし、「労働者側トシテハ自治救済組織及自己品質ノ改善ノ問題有リ」としていたことを思い出すならば、ここで鉦業所は、友子交際を統一化することによつて、それを円滑化・規律化し、「健全」な自治を促進しようとしたものと思われる。ちなみに、申合規約の改正は飯場頭の願出によるものとされているが、正確に言えば鉦業所が飯場頭に願い出させたのである。

申合規約の第一条には、まずこう記された。<sup>87)</sup>

本飯場所属鉦夫は別交際を廃止し本規約により相互救済するものとす

これは事実上、「別交際」の禁止を意味していた。

そして第二条でこれまでまちまちであった「鉦夫ノ醸出スル交際金」が定められ、「第二条ノ交際金ノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ交際ノ為メ賦金ヲナスコトヲ得ズ」とされた。さらに、「飯場交際金ハ左ノ諸費ニ当ルモノトス」とその用途が「祝儀（出産、取立、入営等）」、「香典（本人又ハ家族死亡ノ場合）」、「饞別」、「傷病者見舞金」、「飯場事務所雑費」と限定された（第三条）。つまりは友子による交際は「飯場交際」であり、その内容はここで限定したものをすべてとされたわけである。

第四条ではこれらの金額が規定され、例えば傷病者見舞金は「争鬪ニ依リ傷病ニ罹リタル者ニハ贈呈セズ」とされたうえ、「十日以上休業スルトキハ百日迄一日甲拾銭乙五銭（乙ハ業務上ノ傷病者甲ハ其他ノモノヲ示ス）」とされた。

先に述べた「飯場事務所雑費」には、葬式手当、「災難ニ遭遇シタル」坑夫に対しての見舞金、登山者（他山の友子）への賄などが含められ、その金額が定められている。葬式に関しては「本人又ハ家族死亡シタルトキハ会葬日手伝トシテ左ノ人員ヲ差遣ス 本人死亡トキ手伝二人 家族死亡トキ 同一人」とされ、「手伝人ニハ一人ニ付金七拾銭ノ日当ヲ贈与ス」と細かく規定された。また「飯場所属鉦夫不慮ノ災難ニ遭遇シタルトキ」は「相当ノ見舞金ヲ贈与シ且ツ必要ノ場合ニハ手伝人ヲ出スモノトス」とされた。これらはまさに「互に相助け相救う」という規範に則り、インフォーマルなたちで通常行われてきた行為であった。

注目すべきは、「不慮ノ災難」について申合規約で具体的な規定がない

されていまいということがある。このことは、事実上、坑夫間で「助け相救う」べきと考えられるすべての「災難」に飯場頭が介在することとなったことを意味していた。

## (二)「同盟会員ノミ」による交際の意味

さて、ここでようやくではあるが、本稿の本来の問い、「なぜ、大正八年という特定の時期、坑夫らの中で、唯一、同盟会にのみ加入すべきという集合的な意識・心性が形成されることとなったのか」という問いに立ち返ってみよう。

先に我々は、「労働者ノ愛撫」、「幸福増進」という姿勢・方針に基づく諸改革が実行されていたにも拘わらず、鉱業所に顕著な対決姿勢をみせていた同盟会にのみ坑夫らが加入していったということを確認した。そして特に彼らが同盟会の飯場制度廃止という主張に賛同し、同盟会幹部の意向さえも無視するかたちで大騒擾事件を勃発させたことも確認した。

そこで我々が新たに立てた問いが、「坑夫らにとって飯場制度廃止とはいかなる意義を有していたのか」というものだった。そしてこの問いを明らかにするうえで特に注目したのが、「同盟会員ハ其会ニテ坑夫ノ交際ヲ為シ」、「坑夫の交際を」全テ廃止シ代ニ同盟会員ノミニテ相互救済ヲナス」という同盟会の主張であり、飯場組合の存在であった。

ここまで考察を進めてきて、上記の主張がなされた客観的背景が明らかとなったであろう。同盟会が廃止させようとした飯場制度が、飯場頭が飯場に寄宿する坑夫の日常生活を管理・監督するという、旧来の飯場制度のことではなく、正確に言えば飯場組合制度のことであったとの説

明はもはやいるまい。

では坑夫の交際を「全テ廃止シ代ニ同盟会員ノミニテ相互救済ヲナス」という主張はいかなる意味を持っていたのか。そしてこの主張と飯場組合の廃止はどう論理的に整合していたのか。このことについても、すでに明らかであろう。

申合規約の改正・「別交際」の廃止（実際的には禁止）により、友子交際は統一化されると同時に、その内容は限定され、それ以外の交際は一切、支出がなされなくなった。ここで看過すべきでないことは、これによって飯場頭の権限が実質化したという事実である。つまりは、「別交際」の廃止、交際の統一化・限定により、事実上、友子の交際すべてに、飯場頭が社会的権威として実際的に介入することとなったのである。これこそが大正八年の七月のことだった。

飯場組合を廃止することは、すなわち友子交際への飯場頭の介入を否定し、交際内容の規制を解くことを意味していた。そしてこのことはまさに、旧来の友子交際を維持させるということであったのである。ゆえに「同盟会員ノミ」で交際をなすという主張は飯場制度の廃止要求とまったく論理的に整合するものであった。

## (三)坑夫にとっての飯場制度廃止の意義

ではこうした同盟会の主張を受け入れるのみならず、後に同盟会幹部らをも突き上げる主体的行動を導いたのは、坑夫らはいかなる意識・心性であったのであろうか。このことを明らかにするには、飯場組合の設立、特に申合規約の改正・「別交際」の廃止が、一般坑夫にとっていかなるインパクトを与えるものであったのかを理解する必要がある。その

うえでまず留意すべきは、規約の改正が大正五年以降における大量の新坑夫の流入をひとつの契機としている点である。

従来、採鉱労働に従事していくうえでは、獲得するのに長期の修業期間を要する熟練技術・知識が不可欠であった。このことを前提として、坑夫らは技術・知識を社会的「資源」とし、見習として数年の修業を経た個人にのみこれを配分することによって、「閉鎖的」な共同体を形成していた。この事実を鑑みれば、鉱業所が大正五年以降、短期間の内に大量の坑夫を雇用し得た事は矛盾と言わざるを得ない。しかし事実はけっしてそうではなかった。なぜならば、足尾銅山では明治四十年前後に採鉱に関する新技術（「階段掘法」）の導入が完了し、採鉱過程における熟練技術・知識への絶対的な依存状況が克服されていたからである。この結果、採鉱技術は徒弟契約を結ぶことなく、短期の修業期間でもって獲得できるまでに平準化が進んでいた。

事実、採鉱方法の転換以後の明治四十一年に「坑夫養成規程」が制定されており、見習坑夫は親方ではなく鉱業所の現場員による指導の下、最高でたったの六ヶ月間の訓練を受け、その後、実地試験で合格すれば坑夫として採用されるようになった。大正五年以降、大量の坑夫が新たに雇用されるようになったのは、もちろん大戦景気の影響ではあるが、それもまた、こうした技術的革新を前提としてのことであったのである。明治末期において採鉱に従事するうえで不可欠であったという事実からくる「資源」（熟練技術・知識）獲得の絶対的必要性は失われていた。つまりは、親方—子方関係を取り結ぶこと自体の意義の喪失によって友子社会は存立の基礎的条件を失い、決定的な動揺の危機に曝されていたのである。そしてこうした危機が具現化したのが、新たな坑夫の大量の流入、すなわち旧来保持されてきた社会的な「閉鎖性」の希薄化とい

う事実によってであった。<sup>88</sup>まさにこのような時期において行われたのが申合規約の改正であった。

坑夫らが「別」の交際を独自に行っていた点に示されるように、彼らにとつて、飯場頭の友子交際における介在は、まったく必然性を有すものではなかった。「飯場本来ノ目的タル相互扶助」という解釈は鉱業所による一方的なものであったし、飯場頭は旧来よりあくまで労務管理主体でしかなく、友子社会における社会的権威ではけっしてなかった。友子交際において、飯場頭が大きな権限を有すこととなったのは、単に鉱業所側による先の再解釈と申合規約に依拠してのことであった。友子交際の統一化、交際内容の限定もまた、坑夫らにとつてそうすべき必然性のあることではなかった。なぜなら、これ自体、「危険思想」の予防という鉱業所側の希求によるものでしかなく、「危険」であるか否やは、国家・社会、特に鉱業所にとつての利害に基づく判断でしかなかったからである。

一般の坑夫にとつて、大正八年の申合規約改正がもたらした事態とは以下のようなことでしかなかった。すなわち友子社会における義務であるはずの交際が一方的に限定され、社会的正当性の薄弱な飯場頭が、突如、すべての交際に口をはさむようになったということである。坑夫らは身近な人間に対する「互に相助け相救う」という觀念からの扶助に関してさえ、公的な交際として行うためには、少なくとも規約上の「不慮ノ災難」に当たることが認められねばならず、飯場頭にその裁定を仰がねばならなくなったのである。

これら改革が、決定的な動揺の危機にあった友子社会にとつて、極めてネガティブなものであったことは明らかである。明治四十年の施行細則制定時と違つて、坑夫ら独自の交際を事実上禁止したという意味で、

新申合規約は彼らの社会的な主体性を奪うものであった。また交際の統一・限定、そして飯場頭の実質的介入は、(規範・慣習法に則った交際という性格上) 既存の規範・慣習法を再帰的に確認し、内面化させる一方、友子としてのアイデンティティを保証してきた友子交際を著しく変質させるものであった。

こうした社会的な背景の下、坑夫らは友子交際の維持、飯場頭の排除を主張する同盟会に相次いで加入していった。しかもそこでは「同盟会に加入すべき」であるという集合的な意識・心性が形成され、坑夫間で加入・同調しない個人に制裁を加えるということも行われていた。このことは同盟会への加入・非加入、飯場制度のあり様如何が、単に個別のインタレストとしてではなく、社会的インタレストとして認識されていたことを示していた。そして大正八年十一月、坑夫らは自ら主体的に飯場頭の総辞職を要求する集合行動を実行したのである。

こうした事実を鑑みるならば、一般坑夫においての「飯場制度の廃止」もまた、同盟会同様、飯場頭の排除による友子交際の維持の意であったと理解するのが妥当である。そして飯場頭の排除は、既存の社会に動揺をもたらしている、あるいはその強化要因である社会的異物を排除することによって均衡を確保しようという、坑夫らの社会的意識・心性に基づく要求であったと解釈すべきであろう。

つまり「飯場制度の廃止」は友子社会の危機を前にして抱かれることとなった友子らの社会的インタレストであった。そして「同盟会に加入すべき」という集合的な意識・心性が形成され、各坑夫に対する加入強制が行われたのも、この社会的インタレストゆえのことであった。社会システムの維持が共同体成員の義務であるように、同盟会に加入し飯場

頭の排除に尽力することもまた、成員として当然のことであったわけである。

## 結 語

以上、大正八年における足尾銅山の労働組合の組織的拡大と集合行動について考察してきた。従来、同時代は戦前における一番の労働運動高揚期として注目され、その要因としては労働力の需給関係が労働者側に有利に働いたことや、大戦後、恒常的な物価上昇が招かれたことなどが指摘されてきた。足尾銅山の事例についても同様の解釈がなされ、多くにおいて戦後の「生活悪化」が労働組合の勢力拡大の直接的原因と語られてきた。

しかし、本稿における一連の考察の結果、上記のような主に経済的な要因にのみ依拠した議論というのが、いかに不十分なものであったかということが明らかとなったであろう。足尾銅山において大戦後の生活悪化はほとんどみられなかった。むしろ鉱業所は明治四十年以降、「労働者ノ愛撫」や「幸福増進」を積極的に図っていた。ここにおいて先のような経済的要因はまったく労働組合の勢力拡大の要因ではなかったわけである。坑夫たちが組合に加入していったその理由は、あくまで社会的・文化的な理由によってであった。坑夫らは、大正八年、友子交際が大幅に変質させられたことを受け、これに対し、同盟会という新規の枠組みの中ではあったが、社会的に結集し抵抗しようとしたのである。

二村一夫が指摘していたように、「労資関係をとりまく歴史的、社会的、文化的要因」や「労働運動を理解する上で決定的に重要な、労働者

の主体的条件」は、従来、往々にして軽視されがちであった。しかし、労働者が我々と同様、社会的・文化的存在であったことを安易に捨象すべきでない。人々が経済的要因によつてのみ行為選択しているわけではないことは経験的にも明らかであり、むしろこれ以外の側面の持つ重要性は歴史学研究においても強く意識されるべきなのである。こうした意味で、本稿が従来の「経済主義」への一石となり得ることを強く希望する。

## 註

- (1) 渡部徹著「第一次大戦直後の労働団体について」、『人文学報』第二十六号（京都大学人文科学研究所、一九六八年）。
- (2) 「坑夫」は「鉱夫」と書かれることがあるが、一般的に鉱夫という呼称は、採鉱夫・支柱夫・掘子など坑内労働者全般を指すときに使用されるのに対し、坑夫と記される場合は主に採鉱夫のみを指すときに使われる。本稿で対象とする鉱山労働者は主に採鉱夫であることから、鉱夫ではなく坑夫という呼称を使用する。
- (3) 『金属鉱山研究会会報』第二十七号、一九八一年。
- (4) 二村一夫著『足尾暴動の史的研究 鉱山労働者の社会史』（東京大学出版会、一九八八年）「総括と展望」より。
- (5) 「労働組合員勧誘状況二関スル報告」（大正八年八月十二日、「大正八年事件資料」第三号（以下、「事件資料」））。
- (6) 「労働組合員勧誘状況二関スル報告」（大正八年八月十二日、「事件資料」第三号）。
- (7) 『大正八年足尾銅山騒擾史』前編（以下、「騒擾史」）、二二二頁。
- (8) 足尾銅山は「本山」、「通洞」、「小滝」にの三ヶ所に坑場が置かれ、各々が採鉱・選鉱等を管轄していた。坑夫は本山坑場所属、通洞坑場所属、小滝坑場所属と別れ、それぞれの地区に別れて生活をしていた。
- (9) 「通洞飯場頭田村亀太郎聴取書」（大正八年拾一月足尾騒擾事件予審調書）（以下「予審調書」）八冊ノ内三号）、「証人小滝飯場組合長北山三佐吉調書」（『予審調書』八冊ノ内五号）。
- (10) 「友愛会之件」（大正八年八月七日、「事件資料」第五号）。
- (11) 『騒擾史』前編、八十九頁。
- (12) 『騒擾史』前編、九十七頁。
- (13) 「内偵報告書」（大正八年九月二十九日、「事件資料」第一号）より。
- (14) 「被告人竹内長三郎調書」、「証人菅原均聴取書」（『予審調書』八冊ノ内七号）より。
- (15) 『大正八年使用人一般状況』（古河鉱業所編、左合藤三郎編『鉱業資料集』第二集所収（以下、「使用人一般状況」）、一八七頁。
- (16) 「達」（明治四十年二月八日、「自明治三十四年十二月三十一日至大正七年十二月二十七日雑件書類」）。
- (17) 「慰労手当支給規則」（『明治廿四年度ヨリ雑通達書類綴 製鍊課』）。
- (18) 「第三号」（明治四十年十月三日、「自明治二十三年十二月至大正七年十二月規則二関スル伺及照会書類」）。
- (19) 「論達発布ノ件」（明治四十年六月三十日、所収史料名不明）。
- (20) 制度的には明治三十年廃止、実質的には「抜き掘法」の廃止される明治三十年代後半まで存続。
- (21) 「証人小滝飯場組合長北山三佐吉調書」（『予審調書』八冊ノ内五号）。
- (22) 「頭役考課表」（『事件資料』第一号）。
- (23) 「使用人一般状況」、一八六頁。

- (24) 『使用人一般状況』、一八六頁。
- (25) 『第八三号』(日付不明、『自明治二十三年十二月至大正七年十二月規則に関する何及照会書類』)。
- (26) 『大正参年足尾鉱業所事業概要』。
- (27) 飯場制度の改革については『使用人一般状況』、一八六頁―一九一頁を参照。
- (28) 鉱夫寮は、大正二年四月九日、本山で飯場九棟を全焼する火事があったことをきっかけに、「本山の頭役連中が相談をして、さういふ事にして貰ひたいと鉱業所へ願出たので」その跡地に新設されたとされている。経営は飯場頭中より選任される幹事長、幹事、顧問、主事によってなされ、寮内には世話掛、炊事掛が置かれた。『鉱夫之友』第二号(大正二年七月発行)。
- (29) 『鉱夫の友』第五十八号(大正七年十二月発行)『使用人一般状況』、一九三頁。
- (30) 『自明治四十五年上季至大正三年下季 本店照会』所収。
- (31) 『大正十四年五月 足尾銅山』。
- (32) 『調発第三三一号』(明治四十四年九月八日、『大正三年本店各課往復書類綴(自明治二十九年至大正四年)』)。
- (33) 『使用人一般状況』、一九〇頁。
- (34) 『足尾銅山沿革史沿革史資料』より。
- (35) 『大正十四年五月 足尾銅山』。
- (36) 『鉱夫之友』第五十四号(大正七年三月発行)。
- (37) 『騷擾史』中編、三八六―三八八頁。
- (38) 『幸福増進設備調』(自大正元年至大正十年勞務関係諸案参考資料集)。
- (39) 『足達八年第一二号』(大正八年九月一日、『明治廿四年度ヨリ雑通達書類綴 製鍊課』)。

- (40) 『足達第拾号』(大正六年三月二十九日、『明治廿四年度ヨリ雑通達書類綴 製鍊課』)。
- (41) 『騷擾史』前編、八十頁及び、「足達八年第十五号」(大正八年十月十七日、『明治廿四年度ヨリ雑通達書類綴 製鍊課』)より。
- (42) 『理照第四号』(大正六年八月十七日、『自明治四十年至大正十三年社長理事長(照)』)。
- (43) 『足庶第七四九号』(大正六年九月七日、『自明治四十年至大正十三年社長理事長(照)』)。
- (44) 『栃木県史』史料編・近現代二、六五四頁。
- (45) 『自大正元年至大正十年勞務関係諸案参考資料集第一卷』所収。
- (46) 『鉱夫之友』第五十四号(大正七年三月発行)。
- (47) 『騷擾史』前編、十頁―六十七頁を参照。
- (48) 『騷擾史』前編、六十九頁。
- (49) 全国坑夫組合については、法政大学の二村一夫氏が「全国坑夫組合の組織と活動(一)」(法政大学大原社会問題研究所『資料室報』百五十九号・一九七〇年二月掲載論文)、「全国坑夫組合の組織と活動(二)」(『資料室報』百六十八号・一九七一年一月掲載論文)「全国坑夫組合の組織と活動(三)」(法政大学大原社会問題研究所『資料室報』百八十五号・一九七二年八月掲載論文)にて、法政大学大原社会問題研究所蔵の会計記録などを利用し、その組織と活動の実態についての詳しい研究を行っている。
- (50) 『騷擾史』前編、九十六頁―一四一頁を参照。
- (51) 『騷擾史』前編、三三三頁―三三四頁。
- (52) 『証人本店経理部副部长佐々木敏綱調書』(『予審調書』八冊ノ内三号)より。



- (53) 『騷擾史』前編、三三五頁―三三六頁。
- (54) 「友愛会講演ノ件」(大正八年八月十九日、「事件資料」第五号)。
- (55) 「被告人鍋島正興調書」(『予審調書』八冊ノ内五号)、「被告人松葉鏗調書」(『予審調書』八冊ノ内八号)。
- (56) 「被告人松葉鏗調書」(『予審調書』八冊ノ内八号)。
- (57) 「証人本店経理部副部長佐々木敏綱調書」(『予審調書』八冊ノ内三号)。
- (58) 「被告人松葉鏗調書」(『予審調書』八冊ノ内七号)より。
- (59) 『経済志林』第六十卷第三・四合併号所収。
- (60) 『使用人一般状況』、二〇四頁。
- (61) 「小滝同盟会ノ動静」(日付不明、「事件資料」第三号)。
- (62) 塩野良作著『名山足尾』(出版社不明、一九〇四年)、一六八頁。
- (63) 太田貞祐著『続 足尾銅山の社会史』(ユークン企画、一九九三年)、十頁を参照。
- (64) 永岡鶴蔵著「坑夫の生涯」(労働運動史料委員会編『日本労働運動史料』二、東京大学出版会、一九六三年)。
- (65) 永岡鶴蔵著「坑夫の生涯」(労働運動史料委員会編『日本労働運動史料』二、東京大学出版会、一九六三年)。
- (66) 風俗画報編纂所編『足尾銅山凶絵』(風俗画報社、一九〇一年)、四一九頁。
- (67) 永岡鶴蔵著「坑夫の生涯」(労働運動史料委員会編『日本労働運動史料』二、東京大学出版会、一九六三年)。
- (68) 風俗画報編纂所編『足尾銅山凶絵』(風俗画報社、一九〇一年)、四一四頁。
- (69) 永岡鶴蔵著「坑夫の生涯」(労働運動史料委員会編『日本労働運動史料』二、東京大学出版会、一九六三年)。

- (70) 塩野良作著『名山足尾』(出版社不明、一九〇四年)、一六八頁。
- (71) 塩野良作著『名山足尾』(出版社不明、一九〇四年)、一六八頁。
- (72) 『使用人一般状況』、一八七頁。
- (73) 江見水蔭著『足尾銅山坑夫の話』、八十九頁。
- (74) 『使用人一般状況』、一八七頁。
- (75) 『使用人一般状況』、二〇四頁。
- (76) この時期の山中委員の行動に関しては、二村一夫著『足尾暴動の史的  
分析 鉱山労働者の社会史』(東京大学出版会、一九八八年)に詳しく  
記されている。
- (77) 『使用人一般状況』、一八四頁。
- (78) 『使用人一般状況』、二〇四頁。
- (79) 『使用人一般状況』、二〇四頁。
- (80) 「鉱夫飯場組合規約」(『事件資料』第二号)。
- (81) 『事件資料』第二号より。
- (82) 『使用人一般状況』、一八四頁。
- (83) 『使用人一般状況』、一八四頁―一八五頁。
- (84) 『使用人一般状況』、二〇五頁。
- (85) 『使用人一般状況』一九六頁―一九七頁。
- (86) 『鉱夫之友』第六十五号(大正八年七月発行)。
- (87) 「鉱夫飯場申合規約」(『鉱夫之友』第六十五号、大正八年七月)より。
- (88) 友子社会の構造変動に關しての検証は、拙稿「明治・大正期における  
鉱山の技術革新と労働社会の構造変動——足尾銅山を対象として——」  
(九州大学石炭研究資料センター編集『エネルギー史研究——石炭を中  
心として——』第十六号、二〇〇一年)で具体的に行っている。